

女性史研究

特集 女性学ことはじめ



第25集 '90・XII

編集・家族史研究会

江守五夫著

物語にみる婚姻と女性

——『宇津保物語』その他——

日本エディタースクール出版部 (2400 円)

本書は、嫁入婚の古代起源など日本婚姻史につねに斬新な理論を提示してきた著者の最新の業績であり、平安文学に関してなされた初めての人類学的考察の書。新しい解釈の試み。

ローレンツ・シュタイン著

石川三義／石塚正英／柴田隆行 訳

平等原理と社会主義

——今日のフランスにおける社会主義と共産主義——

法政大学出版局 (5974 円)

布村一夫著

日本神話学

——神がみの結婚——

むぎ書房 (1545 円)

女性史研究——もくろ——1990・XII 25

特集・女性学ことはじめ

良妻賢母主義の解明によせて・石塚正英 2

生産と再生産・小玉稜子 18

平塚らいてうの消費組合運動・寺本千里 20

檜垣囀をしのんで・林 葉子 22

山茶花——夏目漱石第三の旧居のことなど・落合 秀 24

新しい日本女性史をもとめる・石原通子 26

昭和女子大学『女性文化研究所紀要』をよんで・うのきゆきい 27

三枝和子『男たちのギリシア悲劇』をよむ——三つの書評を書評する——・光永洋子 29

『女たちの参政権(その1)』・訳・富田佐保子 31

愛娘の結婚によせて・シュミット・昌子 33

バッハオーフェンのことなど・シュミット・昌子 37

バッハオーフェン『古代書簡』と『母権論』第二回編集(V)・訳・石塚正英 39

『象徴的思考の更新者としてのバッハオーフェン』・訳・白井隆一郎 50

女性史研究 総もくじ 54

月刊『社会思想史の窓』紹介 64

史学史の窓 No.10 1990. XII

石原 通子・ハゼ畑の小作農のくらし

——『聞書水俣民衆史』をよむ——

富田啓一郎・戦前熊本の郡誌編纂

布村 一夫・『草枕』お那美さん

——日本近代女性史話・3——

史学史の窓 No.9 1990. IX

金沢 幾子・地方の新聞雑誌の調査・研究を地方の方の手で！

——たとえば熊本のばあい——

布村 一夫・班田農民は隸農である（おわり）

史学史の窓 No.8 1990. VI

今井 修・『津田左右吉全集』（第2次）の完結によせて

——津田左右吉の基礎的研究の必要性——

布村 一夫・班田農民は隸農である（つづき）

史学史の窓 No.7 1990. III

富田啓一郎・3つの熊本市史 ——市制100年によせる——

布村 一夫・班田農民は隸農（ヘーリゲ）である

——ジョーンズ小農民地代によせて——

女性史研究

女性学ことはじめ

25

良妻賢母主義の解明によせて

石塚 正英

I 問題の所在 ―はしがき―

一九四五年八月二十五日以後、良妻賢母主義は、一種の封建的な女子抑圧思想として批判され、戦後民主主義とは相容れないもののように語られた。その際、この成行は、良妻賢母主義がそれまでの日本を支配してきた軍国主義的なイデオロギーの一つであったこと、したがってこれは戦争を放棄した戦後日本では根本的に除去されねばならなかったことからみて、当然の事態であった。しかしこの傾向は、一九六〇年代から七〇年代初頭にかけて、日本が世界有数の資本主義国として高度経済成長を遂げるに及んで、目だたなくなりだした。それに代わって、一九四五年自体が、日本社会の根本的変革の象徴でなく、一時的な受難の時期であると考える思潮が抬頭してきた。そのような変化は、例えば、一九六六年建国記念の日制定や、一九六八年十一月に意識的に挙行された明治百年のお祭り騒ぎ、あるいは一九七九年六月の元号法制化において確認できる。そうなると、一時的に鳴りを静めていた良妻賢母主義も、何やら時効が成立したかのようになって、再び戦後の日本社会に復帰してきた。男女同権よりも夫唱婦随型の男女関係を美德とする風潮が、再び現代の日本社会に受け容れられ始めたのである。

戦後四五年を経る中でそのような情勢変化をみるにつけ、わたしは、明治の二〇年代（一八九〇年前後）に成立し三〇年代（一九〇〇

年前後）に効力を發揮し始めた良妻賢母主義を、けっして封建的な女性支配イデオロギーとするのでなく、現代にも生き延びることのできる、一種の近代的な、ブルジョワ的な支配イデオロギーである、としたい。この考えは、例えば、深合昌志氏の、「筆者は良妻賢母を日本特有の近代化の過程が生みだした歴史の複合体とみなしている」という主張、また小山静子氏の、「良妻賢母思想は……戦前日本に特異なものではなく、戦前戦後を通じて近代日本に存在し続けている支配的な女子教育思想である」という主張と、およそ一致する。

以上の観点に立って、わたしは、まずもって、明治期に成立した良妻賢母主義の本質、その歴史的・社会的に果たした機能について、次のような構想を設定して、解明してみたい。

I 背景

- ① 資本主義（産業社会）の発展との関係
- ② 政治情勢の推移との関係
- ③ 法制度（特に旧民法）との関係

- ④ 儒学・洋学界（啓蒙家のほか社会主義を含めて）の動きとの関係

II 本論

- ⑤ 女子教育（ミッション・自由民権・官学）の確立・変遷過程

⑥ 良妻賢母主義の形成と実質的効力

右の課題は、むろん未だ構想段階にすぎず、少なくとも十年の研究期間を要するが、ここでは、その準備作業の一つとして、次の三項についてのみ、軽く論じておく。

- (1) 下田次郎の良妻賢母主義——一つの典型——
- (2) 福沢諭吉の日本婦人論と新女大学——啓蒙家の発想——
- (3) 加藤弘之の優勝劣敗思想——社会ダーウィニズムからする女性観——

II 下田次郎の良妻賢母主義

ここで検討する下田次郎（一八七二—一九三八）は、一八九九（明治三二）年から一九〇二（三五）年まで欧米に滞在し、女子教育を中心とする先進諸国の新思想を学び、帰国後一九三六（昭和一一）年まで東京女子高等師範学校で女子教育にあたった、戦前の代表的教育学者の一人である。彼は、帰国まもない一九〇四（明治三七）年に、『女子教育』と題する大部の著書を刊行し、その中で四〇〇人強にのぼる欧米の思想家・教育家ないし政治家の諸説を参考にしながら、自らの女子教育論を体系づけたのである。下田が言及した欧米の知識人の中から、ほんの数例をここに挙げれば、次のような人々がいる。

アリストテレス、アウグスティヌス、ウルストンクラフト、エラスムス、カント、ギゾー、クーザン、ゲーテ、コルネイユ、コンドルセー、コンディヤック、サッフオー、シラー、ショーペンハウアー、クララ・シシューマン、ジャンヌ・バドルク、スペンサー、スタール夫人、ソクラテス、ゾラ、ダンテ、ダーウイン、デイドロ、デカルト、ナポレオン、ニーチェ、ニュートン、ネッケル、パスカル、ヒポク

ラテス、フレibel、フィヒテ、プラトン、ペスタロッチ、ポッティチェリ、J・S・ミル、ミケランジェロ、T・モア、モンテーニュ、モーツァルト、ライブニッツ、ランケ、リュクルゴス、ルター、ナン、ルソー、ロック、ロダン、ワグナー⁽³⁾

ここに挙げた古代ギリシアから十九世紀までの欧米著名人を一読しただけで、下田の女子教育論がたしかに欧米留学を前提とし、欧米思想を重要な素材にして成立していることがよくわかる。また下田著作の目次をみると、おおよそ次のような構成をとっている。

緒論（一一六）

第一編 女子の身体（六一—八八）

第二編 女子の心理（八九—二七〇）

第三編 女子の教育（二七一—六八六）

第一 女子教育本論（二七一—三九四）

第二 女子教育と衛生（三九四—四六一）

第三 欧米の女子教育（四六一—六八六）

付録一 女性に就いて（六八七—七五〇）

二 男女の交際に就いて（七五一—七八四）⁽⁴⁾

執筆の分量からみても、下田は、欧米の女子教育を我が邦に紹介し、かつそれを材料にして日本における独自の女子教育のあり方を構想しているのである。

では、欧米の思想を大々的に取り入れて展開されたといわれる下田の女子教育論の内容について、少々触れてみよう。かれは、まず冒頭の「序」において、次のように語る。

「ニーチェの言うように、女子は一の謎である。女子は研究を要する。女子の身体は男子とは頭先から足の小指までも異つて居るよ

うに、其精神は簡單なる感覺より複雑なる智情意の作用に至るまで
違いがあるのである。⁵⁾

引用にみられるように、下田にあっては、同じく人間であつても、

男子と女子は身体的にみれば微妙なところで種々の差異を示し、かつ
その差異は身体ばかりでなく精神にも及んでいる、となる。そのこと
は、さらに「第一編 女子の身体」でも、次のように強調されている。

「一般の結論は次の三つに帰する。(一)女子は男子よりも早熟なり、
(二)女子に於ては発達早く止る(男子ほど発達せぬ)、(三)随つて女子の
身体の比例は小人及び子供にそれに近寄る傾きがある。女子に於け
る身体の此の若さはその根本的特色で、其影響は最も微妙なる精神
の奥底までも及んで居ると。」⁶⁾

身体的にみると女子は男子よりも子供に近い、などという、一見す
ると女性軽視に思えるこの発言は、しかし下田にあっては、儒教的伝
統的な男尊女卑の観点から出てきたものでなく、彼が欧米で仕入れて
きた一九世紀後半当時にして最新の生物学的・生理学のおよび心理学
的諸学問を総動員して生み出されたものである。この論理を展開
した箇所には、一頁あたり一人ないし二人の欧米科学者の名が登場
し、かれらが行なった種々の身体観察、標本あつめ、実験データ、そ
の比較や分類、統計を、下田は大いに活用しているのである。次いで
かれは、「第二編 女子の心理」のところ、男女の一般的差異を、次
のようにまとめている。

「……女子には独立に向つての要求が男子よりも少い、或度までは
女子は男子より命令されることを喜ぶ、夫と妻の關係もそうで、妻
は夫に命令されることを、或る度までは愉快とする、女子は他人に
便ることを好む、甘えるのは愉快である。『美しい女房叱るが自慢に

て』。叱る夫も愉快であらうが、叱られる妻も少なからず嬉しいであ
らう、……自分は或る度まではこれが男女の性に基く自然的關係で
はないかと思う。」⁷⁾

ここで下田は、あきらかに夫唱婦隨的男女關係を、「自然的關係」と
結論づけている。だがそれと同時に下田は、「人格を備えた立派な女子
の多いことは即ち国の文明の高いことを示すものである、女子も、唯
人の命令で動くものでなく、男子の如く、独立に判断するようになら
ねばならぬ」ともしている。すなわちかれは、女子が男子に盲従する
というような意味での「命令」關係をイメージしているのではなく、日
本の女性も、欧米の女性と同様、人間としては男子と同等の關係に
立つて社会を構成すべき点を力説しているのである。そして、女子が
欧米並みに向上する手段の一つとして女子教育の振興を説き、女子そ
のものの研究を奨励するのである。

「第三編 女子の教育」のところ下田は、いよいよ、欧米留学の成
果をフル動員し、女子教育の目的・方法などについて、熱っぽく弁じ
始める。その中でも、次の箇所が重要な部分の一つであらう。

「人間は男か女かである、人間なる概念は男女に共通なものであ
る。」

「……免に角人としての教育は男女共通のものでなくてはならぬ。
……人間としての教育が基礎となつて、其上に女子の教育が加わる
のである。」

「……女子教育の目的は何であるかと云うに、約めて云えば、女子
たるの本分を、女子たる、我としては遺憾なく尽し得る準備を与うる
ことである。」

然らば女子の本分とは何であるか、第一、婦徳。第二、良妻。第

三、賢母。第四、女子に適當なる職業を営むこと。第五、女子の生活を完全ならしむる其他の事を行うこと是れである。」

ここで「女子の本身」が五項挙げられているが、それらのすべてにおいて下田が表明している信条に、「女らしさ」がある。すなわち下田によれば、男女の徳も、男女の貞操も、男女の「我れ」の意識も、ともに等しく存在せねばならないが、しかし、殊に妻にあつては「舅姑に對して、夫には無い特別の關係」があり、「其間に処して宜しきを得るのは婦徳の一」なのである。また貞操についても、結局「身体上の損害を受けるのは女子ばかりであるから、殊に貞操を女子に強ゆる訳」なのであり、「女子にも我れは無くてはならぬ」が、「唯其遣り方が男子の如く腕まくりし、肩肘を怒らして遣ると云うことは宜しくない、婉曲に女らしくせねばならぬ」のである。また夫が外でいかに活動しようとも、また姑といかに対立しようとも、「婦人は嫉妬を慎しまねばならぬ」のである¹⁰。このように念を押しつつ、下田は、次に「女らしさ」を備えた女性が歩むべき道として、「良妻」と「賢母」とを定義づける。

「良妻とは良く夫の世話を為し、夫をして其活動上後顧の憂なからしめ、又舅姑に良く仕え、家事を巧に修め、家庭を平和愉快ならしめ、且つ健康なる良き子を挙げるのが良妻である。良妻は家庭の女王である、家庭が地獄となるも極楽となるも妻の腕一つである、世間は平和には限らぬ、男は外に出で苦闘する、家庭は風波の荒い世の海に於ける平和なる港である、砂漠の中のオアシスである、……妻は実に夫の慰安者で、言わば夫を活かすも殺すも妻の手一つである、故に家庭の強みは即ち國家の強みである、女子は妻として（又母として）隠微の間に世界を支配して居る、女子の力は実に大で

ある……」

「賢母とは何であるか、賢母の第一の資格は子供を良く教育する事である、賢母は良教育者でなくてはならぬ、ベスタロッチの云うたように、最も良い教育所は家庭であつて、最も良い教育者は母である……」

「賢母の他の資格は子を能く養育することである、それで賢母とは良く子を養育（養護）し教育するの母を云う、女子教育の目的の一つは、若い女子に教育と養育に関する素養を与うることである。又賢母は健母でなくてはならぬ……」

長い引用が続いたが、その分、下田の良妻賢母主義が明確になったことと思う。要するに「良妻」「賢母」とは、明らかに、中世の西欧に起源をもつ *Better Half* 観が、日本的な家制度、植木枝盛が述べる「連家成国」思想の上に奇妙にのつかった女性観なのである。それでも下田は、一方で、「女子が妻となり母となり、男子が夫となり父となるのは……天然の分業で……男女の天職である」と、良妻賢母天職論を展開するかと思えば、他方では、妻たる者、家での「天職」を順調に果たすことができれば、それ以外に、女子の本身の一つとして「社会的にも働かねばならぬ……女子も自から立つて行く為めの職業の準備が必要である……人間は男女を問わず職業を以て居なくてはならぬ……女は女らしい職業を取らねばならぬ」¹¹とも主張して、西欧中世の *Better Half* 観をさらに越え出ようともしている。すなわちこれは、一九世紀後半の欧米に普遍的に出現していた近代の産業社会の中において一定程度社会的な活動を担っていたヨーロッパやアメリカの女性を意識してこの箇所を論ずると共に、そのような欧米型の社会が実は明治三〇年代（一九〇〇年前後）当時の日本においても急速に

形成されつつあった現状を意識して、この箇所を論じているのである。

以上、下田著作『女子教育』から多くを引用しつつ、かれの良妻賢母主義を検討してみたが、ここに一つ、かれが同書に付録として添付した論文「男女の交際に就て」から、さらに一節を引用して、一応の小結論を導き出してみたい。

「茲に注意を要する事は男女同等ということと同権ということとを混同してはならぬ、同権というのは、女子も男子と同じ権利を有し、国会議員にも大臣にも為り得る、其あらゆる活動の領分に於て、男子と同じ事を女子がするものであるが、同等というのは、そうでなく、男子に適當なる事は男子之を為し、女子に適當なる事は女子之を為して、そうして互に尊敬し合う、そういう地位に立つて居る男女が、同等の男女なのである。」

この引用から明らかな事は、下田のいう「男女同等」とは、政治的な分野をはじめありとあらゆる社会的諸領域において、男女の間には男らしさ・女らしさの区別があり、これを守ってはじめて成立する概念であり、この発想は、実は福沢諭吉がすでに一八八五（明治一八）年に、次の表現で批判済みのものであった。

「……西洋文明の学者と名乗りながらも、此一義（妻を愛するを知りて之を敬するを知らざる事——石塚）丈けは先づ以て和漢の古風を便利なりとして、男女同権など聞いて立腹する者なきにあらず。……儒者の地金の半面に文明の鍍金して、御都合次第に裏を出したり、表を見せたりする者ならん。」

また、もっと痛烈なかたちでは、植木枝盛が、一八八八（明治二一）年に次のように批判していた。

「婦女にして権利を有せざれば社会は常に半分の不自主人を存せざるを得ざるべし。…同権の主義を以てするときは社会の人々をして（16）尽く自主的の動物とならしむるなり。」

以上の論の展開をここでまとめると、次のようにならう。すなわち、下田次郎の『女子教育』において典型的に確立された明治期の良妻賢母主義というものは、外見上、福沢の言うように「儒者の地金の半面に文明の鍍金」をしたようなものだが、実質的にはむしろ逆で、日清戦争後急速に近代化のスピードをあげた日本社会（近代産業社会）の実情がある程度先取りして反映したかたちで登場してきた、特殊日本的な近代思想である。またそれだからこそ、資本主義社会としては変化のない二〇世紀晩期の今日まで、ある意味で普遍的な妥当性をもって存続してきた体制維持イデオロギーの一つであり、女性抑圧諸策の巨大な噴出口であるように思われる。

（注）

（1） 深谷昌志『増補・良妻賢母主義の教育』黎明書房 一九八一、一一頁。

（2） 小山静子「近代的女性観としての良妻賢母思想——下田次郎の女子教育思想にみる——」典型——日本女性学研究会『女性学年報』第三号、一九八二、一頁。

（3） 下田次郎『女子教育』第五版、金港堂 一九〇九（初版、一九〇四）、七八五—七九二頁。

（4） 同右、目次一—二〇頁。 （5） 同右、三頁。

（6） 同右、二九頁。 （7） 同右、二五九—二六〇頁。

（8） 同右、二六七—二六八頁。 （9） 同右、二七一—二七四頁。

(10) 同右、二七五—二七九頁。(11) 同右、二八〇—二八五頁。

(12) 植木枝盛が批判的に語る「連家成国」論は、同じくかれの擁護する「連民成国」論とともに捉えるのがよい。家永三郎編「植木枝盛選集」

岩波文庫、一九二—一九四頁参照。

(13) 下田、前掲書、二八七—二九二頁。(14) 同右、七五九—七六〇頁。

(15) 福沢諭吉、「日本婦人論・続編(明治一八年七月)」、時事新報社、一九三五、一二〇頁。

(16) 「植木枝盛選集」、一八五頁。

III 福沢諭吉の婦人論・女性観

前節では、明治期良妻賢母主義論者の一典型とされる下田次郎を扱ったが、次に、反儒教主義に立つ明六社同人にして、のちに大々的に近代婦人論を展開する福沢諭吉について、少々論じてみたい。

ここで検討する福沢諭吉(一八三五—一九〇一)は、大阪生まれ、中津藩出身の元下級武士で、大阪の緒方塾に蘭学を学び、一八五八(安政五)年には、江戸の築地にて自ら蘭学塾を創立し、さらに一八六〇年、六一—六二年、六七年の三度欧米に渡るなどして西欧の学問を身につけた、明治時代の代表的な啓蒙家・教育家である。かれは、維新を機に家禄を辞し、自ら設立した蘭学塾を慶応義塾と命名して啓蒙的教育活動に入り、一方明治六年創立の明六社にも加わって、新時代のための言論活動に尽力することになる。ただし、ここでいう「新時代のための」活動とは、例えば明治一〇年代(一八八〇年前後)に激しさを増していく自由民権運動、いわゆる下からの民主主義化に貢献する方向のものではなく、大枠において、明治政府が強力に推し進め

る上からの近代化路線を承認する方向をむいたものであった。

そのような政治的・思想的立場から福沢は、一八八五(明治一八)年に、「日本婦人論」(六月)および「日本婦人論後編」(七月)を発表して、明治期における近代的婦人論の一典型を提起した。それをここで概述すれば、およそ次のようになる。

福沢はまず「日本婦人論」の中で、日本の女性が従来男性と対等の地位にあったことのない原因として、「女子は三界に家なし」に象徴されるような封建的な体制とその支配イデオロギーを挙げる。そのような状態におかれた女子には、資産を得る可能性がなく、社会的な地位というものもありえず、「財なく権なく又子さえなくして、恰も男子の家に寄生する者」のごとき存在でしかなかった。これに比べ西洋の女子には財産を所有する者が多く、したがって「権力」を正当に主張しうる立場にある女子が多い。そこから福沢は、小結論として、「我輩の所望は、我日本の女子をも其進歩の第一著として先づ西洋の女子の如くならしめんと欲するに在り、徒に学校教場の教にのみ依頼するが如きは敢て取らざる所なり」という主張を行なう。

このように日本(東洋)の女性と西洋の女性の社会的地位の高低を論じたのち、福沢は、女子も男子と同等となり、人類として完全となるための前提として、「形体の生」「知識の生」「情感の生」の「三様」を具えねばならないとする¹⁾。だが従来²⁾の日本女性には、この三様のうち「情感」の発達のみが顕著であるにすぎず、体格は男子に劣り、知識も修養の機会を与えられずに薄弱なままにとどめられてきた。また西洋と反対に日本人は時とともに身体が「短少微弱」になってきたが、その原因の一つに、日本女性が種々の活動から締め出されてきた過程がある——「女性の快樂自由は古代に豊にして、近世に乏しきこと、

事実には明白なりと云わざるを得ず。……古代に在ては男女共に自由なりしものが、人文の開化するに従て男子のみ自由を專にして、女子を窘める理あらんや。」

文明の進歩はひとえに男性のためにのみ存在し、女性にとつてそれは不自由の拡大でしかなかつたとする福沢は、しかしそうだからといって近代文明（ヨーロッパの資本主義的文明）の否定の上に女性人類の地位向上を企てるのでなく、あくまでも近代文明を肯定し、その恩恵をひとり男子のみでなく女子にもあまねくゆきわたるようにすることによって、女性の地位向上を実現しようとする。その点で福沢が改善策の一つに選んだものに、「戸籍」がある。戸籍は、従来、「家の系統なるものを重んじる」という「日本古来の習慣」から重要視されてきたのだが、しかしそれは男系に偏りすぎてゐる。「人の血統を尋ねて誰れの子孫と称するに、男祖を挙げて女祖を言わざるは、理に戻るもの、如し。」福沢は、そのように述べて、親子の系列でなく夫婦単位を核とする家族を提唱し、さらに「夫婦親子合して一家族を成すと雖も、其子が長じて婚すれば又新に一家族を創立す可し」と説く。このような考えは、明治時代でなく一九〇〇年代のこんにちにおいてなら核家族化現象ということで社会問題になりもしようが、一八八〇年代にあっては、たいへんな革新的発想であつたといえる。そしてこの発想のもとに福沢は、「日本婦人論」の最終節において次のような結論的提言を行なう。

「女性婚姻の権利を挽回して男子と平等ならしめ、其居家私有の権利も確にして、必ずしも他に依頼することなきの場合に至らば、責任の重きは今に幾倍して心配も亦大なる可しと雖も、其心配の大なるは即ち快樂の大なる可き原因にして、苦樂共に大なるときは、

心身活発ならざらんと欲するも得べからず。」

「……畢竟するに、我輩の志願は男性に向て多を求るにも非ず女性の為に特に利せんとするにも非ず、唯双方平等ならんことを期するのみ。人間世界の自由快樂は男女共有のものたりとの一義は、争ふ可らざるの道理ならん。」

次に、翌七月発表の「日本婦人論後編」をみると、その内容はおおよそ前編の敷衍であるとしてよい。ただここで特に目立つ点は、「男女格別に異なる所は唯生殖の機関のみ。是れとても双方唯その仕組を異にするまでにて、孰れを重しとし孰れを軽しとすべからず」と述べ、つとに力説してきた男女平等の語気をよりいっそう強めていることである。また家の問題にしても、「家事を取扱うの権力は夫婦平等に分配して尊卑の別なく、財産もこれを共有にするか、又は其私有の分限を約束するか、模様次第に従い、兎に角に家は其時に当る夫婦の家として、相互に親愛し相互に尊敬すること人間の本分なるべし。」と述べ、封建的な家族制度の對極に位置する近代的・ブルジョワ的家族制度の理念を開陳している点も、一つの特徴である。そのほか福沢は、自ら「何か一芸を仕込みて、行々は其芸をもって一身の生計を叶うようにあらしむるは、最も大切な事」と述べ、夫婦間では財産や家事の分配・共有だけでなく、就労等の社会的活動についても女子は男子に依存すべきでないと言いつつ切っている。

以上、婦人論に関する福沢の代表的な二作に一瞥を与えてみたが、ここで、本稿のテーマである良妻賢母主義との関係で気にかかる点を一、二挙げてみたい。

その第一は、前記二作において主語——述語、ないし能動主体——受動客体が比較的はつきりしており、それはつまり男——女の關係に

なっていることである。例えば「父母の遺産を子に伝えるに、不動産は必ず女子に譲るものと定め……」とか、「女性婚姻の権利を挽回して男子と平等ならしめ」の一節にそれがにじみでている。またさらには、妻への「敬意」を説明するに際し、「妻を一人前の人として夫婦同等の位に位し、毎事に之に語り、毎事に之と相談することなり」と述べている点など、文字通り男(夫)が主語・能動主体で、女(妻)が述語・受動客体である。そのほか、「家と国とは成るほど別のものにして、左る不思議も行はる、事ならんれども……何卒国会開設の趣意に従つて家会をも開設し、婦人女子に家政参与の権を与へ度きものなり。」の一文にも、男子が能動主体で女子が受動客体である点が、如実にあらわれている。すなわち、福沢の構想中にある新時代の家族は、やはり男Ⅱ夫Ⅱ父親を、厳に主人として女子に優越させているのである。

とはいえ福沢が「新時代のための」男女関係の健全な姿として描いたものは、従来の封建的男女関係を根本的に否定したところで成り立つものであった。福沢は、日本の婦人も、はやくヨーロッパ諸国の婦人のように自己の権利と財産を持ち、もし「唯の一度の食事にても、夫が謂れなく約束を違えて同食せざれば大不平」を訴えるほどの地位を獲得すべきとも考える。だが同時に福沢は、たとえいかなる尤もな理由があるにせよ、現に財産を所有していない者、知識を欠いている者に対しては、実に冷酷な、現実主義的な対応をもって臨む。そのことは、すでに、彼が一八七一(明治四)年に発表済みの『学問のすすめ』初編の次の一節において、明白に語られていた。

「……愚民を支配するにはとても道理をもつて諭すべき方便なければ、ただ威をもつて畏すのみ。西洋の諺に『愚民の上に苛き政府あり』とはこのことなり。こは政府の苛きにあらず、愚民のみずか

ら招く災なり。……法の苛きと寛やがなるとは、ただ人民の徳不徳によりておのずから加減あるのみ。」

まったくもってひどく転倒した発想だが、この考えは、男女関係をみる福沢の眼にも尺度として厳存したと解釈せねばならない。すなわち、手段と機会とを奪われていた封建時代ならいざしらず、立憲体制下の明治時代になっても依然として女子が社会的諸領域で男子並みの活動を実現しえないとしたら、それはただ女子の徳不徳によりて、ということでもかたづけられそうなのである。福沢は、かれ一流の愚民観から、板垣らの提出した民撰議院設立の要求を時期尚早——日本の民衆は未だそこまで開化されていない——と結論したが、そのような判断はかれの女性観においても看取しうるものである。

また福沢は、欧米旅行の成果として、ヨーロッパ啓蒙思想の中心軸の一つである契約説についても学び知ったが、これがまたロックのそれとは、いわんやルソーのそれとは、似て非なる代物なのである。すなわち福沢は、なるほど『学問のすすめ』第二編(明治六年)で、「元來、人民と政府との間柄はもと同一体にてその職分を區別し、政府は人民の名代となりて法を施し、人民は必ずこの法を守るべしと、固く約束したるものなり」と、ロック主義者のごとき説を開陳する。ところが、そのすぐあとで、「……一國の暴政は必ずしも暴君暴吏の所為のみにあらず、その実は人民の無智をもつてみずから招く禍なり」と開き直ってしまうのである。ここで福沢は、知識ある者こそ暴政者であり暴官吏である点を、問題にしない。暴政の原因の一つを、支配者の奸計よりも、これに欺かれる無知な人民の方に置こうとしているようにも思える。これでは、革命権まで備えたロック的人民大衆は、福沢にとってどのように映るか。たぶん、暴徒でしかあるまい。

福沢の『学問のすすめ』には、専制の原因を人民の無知に置くところからみてもわかるように、人民軽視の側面がいたるところににじみ出ており、このような観点は、ロックの服従契約ともルソーの結合契約ともかけ離れたものである。かような福沢であるから、封建時代を通じて無知のドン底において圧迫されていた婦人の地位を、とりあえず現状として認め、かの女たちの全面的地位向上は即座には不可能であるとする。それどころか、「西洋諸国、婦人を重んずるの風は人間世界の一美事なれども、無頼なる細君が跋扈して良人を窘しめ、不順なる娘が父母を軽蔑して醜行を逞しゆうするの俗に心酔すべからず」(第一五編、明治九年)と結論して、理想と現実との間に厚い壁を設けてしまふのであった。西欧文明を吸収しつつ富国強兵に向かう明治の新時代であれば、現実との妥協は、福沢にとって最も理想に近づきやすい方法に思えたのである。

こうして福沢は、社会的な弱者——無知な者・無産の者・婦人——を、理想としては弱者であってはならないとしつつ、現実の諸局面では未だ弱者であり、自己解放の能力に欠け、「人心の改革」に始まる上からの改革によらねば解放されえない人々とみなす。そのような観方は、福沢が一八九九(明治三二)年になって発表した『女大学評論』『新女大学』にも、はっきりと示されている。

この二書は、周知のように、福沢が旧来の儒教主義的な『女大学』による女子教育を批判したものである。貝原益軒以来の封建的女子教育思想に対し、かれがその理想論をもって反駁するとき、その切れ味は絶妙である。しかし、この二書が書かれた時期は、一八八〇(明治一三)年に改正教育令を発して以来明治政府が儒教主義を復活させ、その傾向が一八九〇(明治二三)年の教育勅語発布によって固定化さ

れてしまったあとのことである。となれば、福沢の批判の刃は、当然にも新政府の保守的文教政策にも向けられねばならなかったはずだが、事實はそうでない。

「……凡そ時弊を矯正するには社会に多少の波瀾なきを得ず。……近くは三〇年前の王政維新は徳川政府の門閥庄制を厭ふて其悪弊を矯めんとし、天下に大波瀾を起して、其結果遂に目出度く新日本を見たことなり。……なれば今婦人をして婦人に至当なる権利を主張せしめ、以て男女対等の秩序を成すは、旧幕府の門閥制度を廃して立憲政体の明治政府を作りたるが如し。政治に於て此大事を断行しながら、人事には断行す可からざるか、我輩は其理由を見るに苦しむものなり。況して其人事に就ては既に法典を發行して、男女婚姻等の秩序は親族篇にも明文あり。唯この上は女子社会の奮発勉強と、文明学士の応援とを以て反正の道に進む可きのみ。」

一見すると、たしかに福沢は新政府に不満の意を表明しているが、しかし結局のところ「男女婚姻等の秩序は親族篇にも明文あり」とすることで政府を支持し、ただひたすら女子に努力せよと命ずるのみなのである。また福沢は明治の立憲政体を称えるが、しかし一八九九(明治三二)年に発布された大日本帝国憲法は、かれが理想として描いた自由主義的近代国家を生み出しはせず、逆にかれが現状として描いた妥協したような反民主主義的な近代国家を固定させるテコとなつたのである。そのような性格の明治憲法体制に対し、福沢は、自らの思想中に存した理想と現実のギャップをますます拡大させることによつて、自己批判の必要も感じないまま、順応していくのであった。たとえ福沢が、「夫婦の關係は君臣に非ず」と力説しても、そのかれが、明治憲法体制下で強化されつつあった家族制度に同調してのことでない

にせよ、次のように語るところは、いかにも妥協主義者福沢のイメージを際立たせている。

「女子既に成長して家庭又学校の教育も了れば男子と結婚す。……表面より見れば子女の結婚は父母の意に成り本人は唯成を抑ぐのみの如くなれども、其実は然らず。父母は唯発案者にして決議者に非ず、之を本人に告げて可否を問ひ、仮初にも不同心とあらば決して強ふるを得ず、直に前議を廢して第二者を探案するの例なれば、外国人などが日本流の婚姻を見て父母の意に成ると言うは實際を知らざる者の言にして取るに足らず。」⁽¹⁷⁾

一九四五年までの婚姻史を回顧できるわれわれにしてみれば、福沢のこの父母発案者説は、ひどい折衷としか思えない。さらに福沢は、たとえ理想として家事の夫婦間分配論・分担論のごときものを立案したところで、例えば育児については、まったくこれを妻の天職であると結論する。

「小児養育は婦人の専任なれば、仮令ひ富貴の身分にても天然の約束に従て自から乳を授く可し。……既に哺乳の時を過ぎて後も、子供の飲食衣服に心を用いて些細の事までも見通しにせざるは、即ち婦人の天職を奉ずる所以にして、其代理人はなき筈なり。……我輩は婦人の外出を妨げて之を止むるに非ず、寧ろ之を勤めて其活発ならんことを願う者なれども、子供養育の天職を忘れて浮かれ浮かるゝが如きは決して之を許さず、此点に就いては西洋流の交際法にも感服せざるもの甚が多し。」⁽¹⁸⁾

このようにして福沢の婦人論・女子教育論を検討してみると、それは、本稿第Ⅱ節で論じた下田次郎の良妻賢母主義ときわめて似かよっていることに気づく。明六社当時において最も革新的な啓蒙家の代表

であった福沢が、民撰議院設立をめぐるてまず下層民衆の代弁者であることを止め、明治政府の富国強兵策に賛意を表明するようになる過程で、かれの理論は理想と現実のギャップによってひきさかれ、ついに明治憲法体制という資本主義化に向かう現実の中に安住の地を見出したのであるが、そのように現実主義的となった福沢理論を一つの思想的土壌にして生まれたのが、下田次郎の良妻賢母思想であったように思われる。

注

- (1) 福沢諭吉、『日本婦人論』時事新報社、一九三五年、一九頁。
- (2) 同右、四四―四五頁。(3) 同右、四八頁。
- (4) 同右、五四―五五頁、六〇―六一頁。
- (5) 福沢諭吉、『日本婦人論後編』、『日本婦人論』、六七―六八頁。
- (6) 同右、一〇〇―一〇二頁。(7) 同右、二六一―二七頁。
- (8) 同右、五〇頁。(9) 同右、一二三頁。
- (10) 同右、二六頁。(11) 同右、一〇七頁。
- (12) 永井道雄編『日本の名著・福沢諭吉』中央公論社、一九六九年、五五頁。
- (13) 同右、五九―六六頁。(14) 同右、一三四頁。
- (15) 福沢諭吉、『女大学評論』、『日本婦人論』、一七七頁。
- (16) 同右、二二頁。
- (17) 福沢諭吉、『新女大学』、『日本婦人論』、二三七―二三八頁。
- (18) 同右、二四一―二四二頁。

IV 加藤弘之の女性観・女子教育理念

ここにとりあげる加藤弘之（一八三六一—一九一六）は、出石藩^{いしつ}の出身にして、やがて蕃書調所に入って幕臣（直参）となり、その後明治初期には明六社の同人となって啓蒙思想の普及にとめたものの、自由民権運動の高まりのなかでにわかにな自説（天賦人權）を批判し始め、ほどなく明治政府の御用学者的存在に落ち着いた人物である。

加藤は、幕末の一八六一（文久）年に、実質上の処女作である『隣草』を著わして、いち早く西洋の立憲政体論をわが邦に紹介した。

また激動の一八六八（明治元）年には『立憲政体略』を刊行し、さらに一八七〇（明治三）年には『真政大意』を刊行して、明治前期啓蒙思想家の模範ともいえる言論活動を推し進めた。だが、それほどに開明的な加藤でも、こと日本女性に対しては、まったくもって反民主主義的な見解を固持していた。彼は、『立憲政体略』の中で、次のように述べている。

「権利に二類あり。一を私権と称し、二を公権と称す。私権とは私身に関係するところの権利にして、いわゆる任意自在の権と称するものこれなり。公権とは国事に預かる権利をいうなり。……その（公権の）もっとも著大なるものを選択権利という。すなわち立法院官員を選択するの権利、およびその官員に選択せらるるの権利をいう。がんらい立法院官員は天下億兆みなこの権利を有することとより当然なり。……ただしたとい毫も制限せざる国といえども、婦女、少年、狂疾の人および刑を蒙れる人、その他みずから活計を営むことあたわざる者等には、この権利を与えざることとより論をまたず。

その他諸官に任ずるの権またがんらい億兆同一に有するところに

して……。ただしまた婦女、少年、狂疾の人、刑を蒙れる人、学識なき人等は、もとより登庸を得ることあたわす¹⁾。」

加藤は、一八六〇（万延元）年に蕃書調所（一八五六年設立）教授手伝となつてから、洋学ことに独乙学を学び始め、これを通じてヨーロッパの近代思想を摂取していった。だがその内容は、右の引用にみられる通り、男性優位型の立憲政体論なのであった。いやそればかりか、加藤の説く立憲政体論は、開化の途についたばかりの日本の民衆には、男女を問わずすぐには適用しえないものであった。その点についてかれは、『真政大意』および『国体新論』（一八七五年刊）の中で、次のように述べている。

「すでに百年ほど前のプロイス国王なるフレデリキ（フリードリヒ）大王と申す人は、すこぶる賢君なる上に王公には稀なる学者で……ことには力をきわめて君主の専権を痛斥したほどの人でござるが、そのくらいの人でさえべつだん専治の政体を廢して立憲政体に改めたということもなく、ただ漸をもつておいおいとよろしい方に赴くように少しずつ改革をしてまいりたというのは、すなわちよく時・処を知りたゆえんで……ただおいおいと民の知識がひらけるにしたがいて、漸をもつて政体憲法を変じてまいるようにその道をつけたのみでござる。」

「……人民の代理者をして国事に参預せしむがごときことは、けつして方今万国一様に行なわれるべきことにあらず。ひとり人知開明せる国において行なうべく、かつたとい開明の国といえども……ことに婦人……家産貧小なる者等には、やむをえずこの権利を許さざるなり。」⁴⁾

こうして加藤は、理論面では近代ヨーロッパ思想（自然法、天賦人

権、男女平等)を高く評価し、これをもって日本の未来社会をも構想すべきとしたが、他方實際面では、野蛮な社会とはいわれないまでもヨーロッパからみればずいぶんたち遅れている日本の現状において、

「欧州各国の真似などしてはならぬこと」と結ぶのである。つまり加藤にとつてヨーロッパの近代ブルジョワ思想は、日本国民が、というよりも為政者がただ知識として理解しておくべきことにすぎないのである。その知識をもとにして為政者が「にわかにか政体を変じて臣民に十分不羈の権利を与えては、かえつて大いに治安の害にな」るのである。

このような立場をとるが故に加藤は、一八七四(明治七)年の民権議院設立建白書提出に端を発する自由民権運動に対しては、断固反対の態度に出ていく。なるほど加藤は、一八七五(明治八)年刊『国体新論』において、「天皇も人なり、人民も人なれば、ただ同一の人類中において尊卑上下の分あるのみ、けつして人畜の懸隔あるにあらず」と述べて、うわべで民権を擁護するかの発言をしてはいる。だがこれは、真に人民サイドに立つての発想ではなく、天皇と為政者との関係においての発想なのである。そうであるから加藤は、明治一〇年代(一八七〇年代末以降)に入つて日増しに激化していく民権派の言論活動、要求行動をみて、ついに民権運動の理論的支柱の一つ天賦人權説を自己批判的に投げ棄て、これを全面的に非難するようになる、すなわちかれは、『国体新論』を刊行してから六年後の一八八一(明治一四)年、東京大学総理となつた年の秋に、自著『真政大意』と『国体新論』を絶版・販売禁止とし、翌一八八二(明治一五)年一〇月には、『人権新説』を出版して、天賦人權説を正面きつて反駁し始めたのである。

「古来未曾有の妄想論者は誰ぞ。すなわちかの有名なルウソウ氏(仏人)これなり。……余は物理の学科に係われるかの進化主義

をもつて天賦人權主義を駁撃せんと欲するなり。進化主義をもつて天賦人權主義を駁撃するは、これ実理をもつて妄想を駁撃するなり。」

「吾人人類體質・心性においておのおの優劣の等差ありて、ために優勝劣敗の作用、必然吾人類世界に生ずるの理、すでに疑いを容るべからずとすれば、かの吾人類が人々個々に生まれながらにして、自由自治、平等均一の権利を固有せりとなせる天賦人權主義のごときは、実にこの実理と矛盾するものたることは、すではなはだ明瞭なるにあらずや。」

「余が見をもつてすれば、開化の進歩の度に応じて、邪悪なる優勝劣敗はおのずから減じ、良正なる優勝劣敗はおのずから増し、これによりてさらに開化の進歩を促すことはあえて疑うべからざるなり。」⁶⁾

加藤は、このように主張して、「人は生まれながらにして自由、かつ平等な権利をもつている。社会的な差別とは一般の福祉にもとづく以外はありえない」とうたいあげたフランス『人権宣言』を根底から否定したのである。その際加藤は、天賦人權説に代えて、ダーウィンの進化論を人間社会の領域に適用した思想、いわゆる社会ダーウィニズムを採用する。加藤によれば、人間はみな生まれながらにして「権力競争、すなわち権力に係わる優勝劣敗」の只中にあり、その争いは、「大は万国全人類の間および列国各邦相互の間より、小は各国全人民、一民種、一種族、一郡県、一邑、一市、一会社、一朋党、一親戚、一家族等にいたるまで、いやしくも多少の人衆すでに共存の関係を生ずる以上は、かならず起こらざるをえ」ないものである⁸⁾。そしてこの競争の結果、一八七〇年代において人類社会の優者の地位にある民

族・國民は欧米人と日本、中国等「僅々の開明人種」であり、残余の民族は「勢い優等人種の制馭に服せざるをえざる」人々なのである。⁽⁹⁾

さて、以上のような優勝劣敗思想を自己の信念とした加藤は、その後一八九三(明治二六)年になって、ドイツ語本と日本語本との二種からなる著作『強者の権利の競争』を刊行し、その第九章で、「男子ト女子トノ間ニ起ル所ノ強者ノ権利ノ競争及ヒ此権利ノ進歩發達」について自説を開陳し、ここに加藤一流の女性観・女子教育観をはじめて体系だてた。それによると、「男女ノ關係ハ斯ク全ク天然のニ出ルモノニシテ女子ハ必ス天然の弱者タルカ故ニ終始天然の強者タル男子ノ制馭ノ下ニ立タサルヘカラサルコトハ固ヨリ天則ノ当然ト云フヘキナリ」と述べて、まずは男女關係を動物的次元から規定する。次いで、太古の時代の母権について、「母権ハ唯系統ヲ主トスルノミノコトニ止マリテ 権力ハ矢張男子ニ存スルナリ」と述べ、母権と母系の關係についての混乱した見解ないし母権否定の見解を表明する。また、一九世紀後半の近代にあって、女子は、「天然」によるものか「男子ノ压制ヲ受ケタルノ結果」であるかに關係なく、事実「女子カ現在劣等ナル心身ヲ有スルト云フコトハ決シテ掩フヘカラサル事實ナリ」ときめつけ⁽¹²⁾、さらにそこから、女子は男子よりも「兎ニ角劣レルニ相違ナキ以上ハ決シテ容易ニ高等学科ヲ授クルヘカラサルコトハ甚タ明カナルコトニシテ此事ニ就テハ敢テ其劣レル原因如何ヲ問フヘキ理由アラサレハナリ」と極端な暴言を吐くに至ったのである。また加藤は、政治的権利の面でも女子を弱者ときめつけ、ドイツの国法学者ブルンチュリ(一八〇八—一八一)の説を援用して、女子の参政権獲得を主張するイギリスの哲学・経済学者J・S・ミル(一八〇六—一八七三)を批判している⁽¹⁴⁾。

とはいえ加藤は、女子は一から一〇まで男子に服従すべきだとは述べない。かれは、その点で社会的活動と私的活動との間での男女の分業を提起する。いわく、

「是ニ由テ之ヲ視レハ 夫妻ハ猶ホ從來ノ如キ分業法ニヨリテ各自己ノ職掌ヲ尽スコト即チ夫ハ専ラ外部ノ務メニ従事シ妻ハ専ラ家事ヲ修メ以テ互ニ補成スルコトハ 単ニ社会ノ為メニ利益アルノミナラス夫妻自己自身ニ於テモ甚タ利益アルコトト云フヘシ」⁽¹⁵⁾

右のごとき加藤の男女分業論は、すでに指摘済みの福沢の、家庭内男女平等に基づく分業論とは違ふ。加藤によれば、たとえ家庭内であろうがおよそ男子は女子に対して常に「強者」であり、しかも、「男子ノ間ニ強弱ノ等差全ク其痕ヲ絶テ実ニ強々相對スルカ如キ有様トナルヘキノ望ハ殆ト絶無ノコトト想像セサルヲ得サルナリ」なのであつて⁽¹⁶⁾、男女の分業は永久に強者と弱者との間の分業でしかない。

さて、かような女性観・男女關係論を抱く加藤は、一九〇五(明治三八)年に、中島徳蔵と共に『中等教科・明治女大』と称する文部省検定済みの高等女学校師範学校修身教科書を執筆・刊行して、いよいよ女子教育の分野での優勝劣敗を展開することになった。教育勅語發後後の教育界ではあつたが、それでも加藤は、あいかかわらず社会ダーウィニズムに立って、「社会は……謂わゆる、優勝劣敗・適種生存の生物界に外ならざるなり」と述べることを忘れなかつた。だが加藤はここで、家庭内だけは、女子(妻)の活躍いかんによっては、平和・安寧を確保でき、「世の軽薄・煩勞・奮闘・危険・痛恨・苦悶よりの隱匿所」となりうるとする⁽¹⁸⁾。そしてまたこの一点を表現するためにこそ、女子は教育を受けなければならないとされるのである。その際留意すべき点に、家庭内隱匿所の捉え方がある。こうした想定は、例え

ば下田次郎『女子教育』の家庭Ⅱオアシスの箇所にもみられる⁽¹⁹⁾。また、加藤が夫婦間の地位・職分を区別し、「地位は、『夫唱へて婦隨ふ』を常例とし、職分は、男は外を司り、女は内を治むるを普通とす」と規定した点なども、下田『女子教育』に記された一節「父は家庭の外部の統一を代表し、母は内部の統一を代表する」と一致している⁽²⁰⁾。だが下田と違って、あるいは福沢と違って加藤には、抽象論であるのが理想論であるのが、既述したごとく、家庭内での男女同等ないし男女平等という発想が、およそ欠けている。男Ⅱ強者、女Ⅱ弱者の構えが儼然と存在している。かつまた加藤によれば、弱者たる女子(妻)は、極端な場合、死を以つても夫に至誠を尽くし家庭の平和を維持せねばならない義務がある⁽²¹⁾。かような義務の履行を覚悟した上で「主婦の本務」すなわち「自ら、収入を得るよりも、寧ろ、適当に夫の得たる所を出納する」任務を果たす妻こそが、加藤の解釈する「良妻賢母」なのである⁽²²⁾。

ところで、加藤が中島徳蔵と共著で刊行したこの『明治女大学』は、一九一三(大正二)年になって、『大正女大学』という題で改訂出版された。それをみると、内容において次のような加筆修正が施されているのに気づく。すなわち、『大正女大学』巻の四には、『明治女大学』巻の四にはなかったものとして、「第一八節 家」という一節が新たにつけ加えられた。

「……我が国家組織は、諸外国の如く、個人を以て単位とせずして、家を以て単位となす。而して、家の形は、即ち、国の形にして、此処に、忠孝一致の道あることなれば、家の制度は、国体上、最も重要な関係あること、言を待たず。

家とは、同一祖先より出でて同一の氏を称する人人が、一家長、

即ち戸主の下に統轄せらるる団体にして……」⁽²³⁾

「……我が国の家族制度は、其の淵源する所遠く、之れによりて、多年の間、個人及び国家の幸福に資せしこと多大なるものあれば一
二の私意を以て輕輕しく変改すべきに非ざるのみならず、飽くまで祖先の遺風を顕彰し……」

『明治女大学』を『大正女大学』として改訂出版するに際し、直接筆を執ったのは、加藤ではなく中島のように思われる⁽²⁵⁾。だが、一九二六(大正五)年に八一歳で没した加藤であるとはいえ、一九一三(大正二)年の時点では、他の著述活動からみて、『大正女大学』の編集ないし校閲には参加できたはずである。してみると、明治期の後半において、日本女性のあるべき姿として加藤が理論化した、社会ダーウィニズムに依拠した良妻賢母主義は、ここに封建日本伝来の儒教主義を迎え入れて、いっそう強力な体制的イデオロギーに組みかえられたと解釈できよう。しかもなおその理論は、けっして封建思想に逆戻りしたのではない。福沢や下田らによって欧米から日本に紹介された男女関係論は、翻訳理論の側面をたぶんに含んでいた。そのように根無し草のごとき理論から生まれ出たこれらの良妻賢母主義は、明治末から大正初(一九一〇年代)にかけて、その近代的な本質を失うことなく、しかも明治憲法体制下の日本の土壌に根を張るため、逆説的ながら伝来の儒教主義をも自己の理論圏内にとりこんで、一九四五年までの第一期黄金時代をつくり出したのである。

くり返してまとめれば、当初根無し草的な翻訳理論を土台にしていた良妻賢母主義は、やがて日本の伝統的支配イデオロギーを換骨奪胎して体内にとりこむことによって、日本の土壌に深く広く根を張った現実的理論に転生したのであって、そのような発展に重要な役割を演

じた者の一人として、加藤弘之がいたのである。

注

- (1) 加藤弘之、「立憲政体略」、植手通有編『日本の名著三四 西周・加藤弘之』中央公論社、一九七二年所収、三四—一三四頁。
- (2) 男性優位型の立憲政体論が加藤に色濃くみられる原因の一端に、かれが摂取したヨーロッパ(殊にドイツ)の近代思想そのものが、すでに男性優位型であった点が挙げられる。
- (3) 加藤弘之、「真政大意」、植手通有編、前掲書、三三三頁。
- (4) 加藤弘之、「国体新論」、植手通有編、同右、四〇〇頁。
- (5) 加藤弘之、「真政大意」、植手通有編、同右、三三三頁。
- (6) 加藤弘之、「人權新説」、植手通有編、同右、四一四—四一六頁、四二二頁、四二六頁。
- (7) 明治時代の日本に社会ダーウィニズムが紹介された過程について、下出隼吉は次のように説明している。「進化論が稍々具体的に我が国に伝えられたのは明治一〇年六月に来朝せられたモールス先生が講ぜられたのが始めての様であった。尤も断片的には既に之より先に伝えられて居た様であつて……(その後)夫れに関連して社会進化論を説かれたのはフェノロサ、外山正一博士、加藤弘之博士、有賀長雄博士等の人々の様であった。……此の学説が我が国に於ては、殊に明治の前期に於いては不思議にも社会的には多くの場合、保守的な方向に結びつけられ、広い意味に於ける社会解放運動、新文化の建設に対しては常に保守的な反対派の論拠となつた様な有様であつた。……此の書(加藤『人權新説』)の例の如きは保守論と進化論の結びつけられし最も顯著なる実例であつた。」(下出隼吉、『明治社会思想研究』浅野書店、

一九三二(昭和七)年、九二—九五頁。また、社会ダーウィニズムをもとに理論化された加藤の優勝劣敗思想については、柴田隆行「明治前期の優勝劣敗思想」『東洋大学文学部紀要』第三六集、一九八三参照。

- (8) 加藤弘之、「人權新説」、植手通有編、前掲書、四二七頁。
- (9) 同右、四五四頁。
- (10) 加藤弘之、『強者の権利の競争』、哲学書院、一八九三年、一七〇頁。
- (11) 同右、一七四頁。
- (12) これと同様の見解は福沢諭吉にもみうけられるが、しかし加藤の発言に比べれば、きわめて消極的ではない。本稿第二節参照。
- (13) 加藤弘之、『強者の権利の競争』、一九三二—一九四頁。
- (14) 同右、一九六頁。なお、加藤とブルンチュリの関係について、大井正は次のように述べている。「スイス生まれの学者であり、宗教問題にからんですでに、チューリヒ大学をやめてミュンヘン大学へ移っていたブルンチュリの著書(J. C. Bluntschli: Allgemeines Staatsrecht 2Bde, 1861—62)のことで訳文タイトルは『国法汎論』——(石塚)を、加藤弘之が選んで訳出する気になったのはなぜか、それは、わたしは知らない。しかし、『国法汎論』は、ただの訳業ではない。加藤弘之は、明治三年から八年まで明治天皇への御進講を行なっている。そして、彼は、この『国法汎論』を参考にしながら、ヨーロッパの政体、社会制度、歴史などを進講したのである。『国法汎論』の訳業は、このような立国的な意義をもっている。その後、『国法汎論』は、平田東助の手で補充・完訳をみた。」大井正『マルクスとヘーゲル学派』第六章・明治初期のヘーゲル学派、福村出版、一九七五年、二二八頁。
- (15) 加藤弘之、同右、一九八一—一九九頁。
- (16) 同右、二〇〇頁。

- (17) 加藤弘之・中島徳蔵、『中等教科・明治女大学』、大日本図書、一九〇五年、巻の四、二頁。
- (18) 同右、巻の四、三頁。
- (19) 下田次郎、『女子教育』、金港堂、一九〇四年、二八〇頁参照。
- (20) 同右、三二二頁。
- (21) 加藤弘之・中島徳蔵、前掲書、巻の四、一九一―二〇頁には次の一節がみられる。「夫に対する至誠は、真実・貞操となりて現はる。……実に、貞操は、時としては、死を以てしても、之れを全うせざるべからざるこゝとあるを忘るべからず。……夫に対する敬とは、其の家庭に於ける家長の位置を認め、家政の大体につきて、其の指導を受け、快く、之れに服従することなり。」
- (22) 同右、巻の四、三二―三三頁。
- (23) 同右、巻の四、三二頁。
- (24) 同右、巻の四、三三頁。
- (25) その根拠の一例として、次の事柄が挙げられる。すなわち、わたしが直接参照した『明治女大学』および『大正女大学』は、いずれも東洋大学付属図書館の蔵書であるが、それには、大学図書館の蔵書印のほか、「中島文庫」という印も押されている。そこで少し調べてみたところ（柴田隆行氏の尽力による）、東洋大学の図書館にある当の書物は、かつて中島徳蔵本人が所蔵していたもので、なおかつ、当の書物（『明治女大学』）のあちこちに残る毛筆の加筆修正は、中島自身の手になるものであるらしい。さらになお、その毛筆による修正部分の多くが『大正女大学』では活字になっているのである。なお中島徳蔵は、以前東洋大学の学長の任にあった人と聞く。

（付 記）

このテーマは、わたし個人の計画の中では、すでに本稿Ⅰの「はしがき」でも述べたように、今後いっそう深められていくはずのものである。

その際、哲学者柴田隆行氏から得た次のような内容の助言を大切に、研究を続けたいと思っている——「百年も前の理論を今逐一あげつらって、それがいかに未熟であったかを論じても、さしたる成果はない。そうではなくて、そのように未熟と思える理論がなぜ百年ものあいだわが国の民衆の一部分ないし大部分に受け入れられ体制的イデオロギーとして生き残ることができたのか、という点が重要だ。」

なお、本論文は、そのⅠ・Ⅱが一九八三年五月に、Ⅲ・Ⅳが同年八月に、各々脱稿となっていたもので、今回発表するにあたって若干の修正を行なった。（一九九〇年一月八日）

受 贈

昭和女子大学女性文化研究所

『女性文化研究所紀要』創刊号（86）〜第5号（90）

熊本県企画開発部

『熊本県文献目録—人文編Ⅰ』

—熊本県内発行雑誌 45〜89—

比治山女子短期大学

『年報—女性文化研究センター第七集』

生産と再生産

小玉 稜子

女性問題を階級支配と性支配の弁証法的二元論の立場にたつて解明しようとしている上野氏は、『生産』を『モノ生産』、『再生産』を『ヒトの生産』と定義している。その理由として「再生産を定義する場合マルクスの原義自体はあいまいであるとして、マルクスの『再生産』は労働の更新過程ととられる場合と、労働力そのものの世代的交替である生殖活動のことととられる場合もある」ので、「マルクスの定義にしたがうことを一義的に定められない」（『マルクス主義フェミニズム』「思想の科学」第八〇号、一九八六年、九八頁）というのである。マルクスの『資本論』には「労働階級の不断の維持と再生産とは依然として資本の再生産のための恒常的条件である。資本家はこの条件の充足を安んじて労働者の自己保存本能と生殖本能とにまかせておくことができる」（岩波文庫、第三巻、一一二頁）と書かれているところと、『ドイツ・イデオロギー』での「人間は二つの再生産、ひとつは自分自身の再生産、もう一つは他人の再生産を行う」と記されているところを引用してマルクスの「再生産」の意味があいまいだからと、上野氏は、『再生産』を「ヒトの再生産」のみに限定し、「再生産」という用語をマルクス理論の原義とはちがう意味で再定義したということである。上野氏の生産と再生産についてみると「モノの生産と再生産」と「生命の生産と再生産」の理解のしかたに問題があるように思われる。

マルクスの「遺言の執行」として書かれたエンゲルスの『家族、私有財産および国家の起原』の第一版「序文」（一八八四年）の「エンゲルス命題」といわれる説に上野氏はふれていない。けれども、『唯物論の見解によれば、歴史における窮極の規定要因は、直接的な生命の生産と再生産である。しかし、それ自体はまた二種類のものからなる。一方では生活手段すなわち衣食住の対象の生産と、これに必要な道具の生産であり、他方では、人間自身の生産すなわち種の繁殖である。』（岩波文庫、九一〇頁）は、さまざまな解釈と論議をよんだ。布村一夫氏は「生命の生産と再生産は二元である——いわゆる青山・玉城論争の解決」（『歴史学研究』第五四〇号、一九八五年）によって、戦後の論争をまとめられ、エンゲルスの擁護論が、「クローノー追隨派を納得させるほどの研究をかさねていない」（同上二七頁）と批判し、自己の見解を示されている。布村氏はエンゲルスの命題の「doppelter Art」のつかい方を、『家族の起原』のなかの第二章「家族」、「ドイツ・イデオロギー」、「資本論」第一巻第一節第二章に書かれている三例によって解明された。イギリス社会人類学の分野では、原始部族という共同体は、原初的には dual organization ということから「二位一体的組織」を説明されている。そして「じっさいには、人間はみずから『生命の生産』をおこなないながら（生きながら）、ある段階では『生命の再生産』（子をうむ）をおこなわざるをえない。『生命の生産』

はいやおうなく『生命の再生産』をふくむのであり、それは人間が生きて、みずからの生命を毎日つくりだして生きつづけている生活なのである」から、生命の生産・再生産は一つのものである。それは二種類のものではなく、「これじたいは二位一体なものである」（同上）と訳しなれば正しい解釈はできない。さらに「エンゲルス命題」後続部分の「一方」の生活手段（衣食住）の生産とそれに必要な道具の生産、すなわち「生活物資の生産」は、『ドイツ・イデオロギー』の「労働における自己の生命の生産」のことであり、「エンゲルス命題」の「生命の生産」なのであるとされる（同上、三二頁）。そして、「エンゲルス命題」はようするに『ドイツ・イデオロギー』にあるように「生きる」ことが第一前提である。そのために衣食住が必要であり、「物質的生活そのものの生産」が「あらゆる歴史の根本条件」なのであるとして、「生命の二位一体的生産」を図示し、史的一元論としての結論を示された（同上、三三頁）。上野氏のように「生産」をモノの生産と定義してしまうのは誤解をまねくことになる。生命の営みは、不断のつながりと更新の連続であるから、生命の生産・再生産および物質の生産・再生産は二位一体的なものとしてとらえなければならない。

では、マルクス主義経済学の立場に立つ伊藤セツ氏の見解はどうであろうか。「上野氏の『資本制と家事労働』の中の生産と再生産という用語の使用は、氏独特のものであり、経済学が物的生産にも再生産という用語を用いるのとは全く無関係に定義を与えているし、かりに人間の再生産の場合でも、子供でなく大人本人の再生産の問題を除外するというのだから、非常に独断的用語であることをのみこんでおかなくてはいならない」と指摘している（『現代婦人論』一七五頁、一九八五年、白石書店）。

伊藤氏は、クララ・ツェトキンの言葉を次のように伝えている。マルクスは唯物史観を通して婦人問題を探求し把握する正しい確な方法を与えた。婦人問題は歴史的発展の流れの中で、社会的関連の光に照らして、はっきり理解すること、提起された問題の諸条件を認識すること、家族および社会の諸制度や存在形態は、たえまない生成と消滅に支配されているのであり、経済関係および、それらによって担われる所有制度によって変化するという（同上、五四―五五頁）。そして『資本論』は、婦人労働の問題、労働保護法の諸制度のための事実、知識、問題提起に関するはかりしれない富が積みあげられていると評価している（同上、五五頁）。伊藤氏は、『資本論』で規定された生産・再生産をめぐる諸問題、それらの経済法則そのものの中に、現代の婦人、家族問題などの解明の鍵がかくされ、婦人解放論の豊富な展開の可能性が秘められているという（同上、六〇―六一頁）。また、エンゲルスの『家族の起原』についても、生産関係の変化によって家族関係はどのように変化するかという史観の上に、婦人問題の解明に関する科学的理論が発せると述べている（同上、五八頁）のである。

上野氏は、「性支配を欠いた社会を、現実的にも理念的にも私たちは知りえていない」（『マルクス主義フェミニズムの挑戦』二五六頁、一九八四年、勁草書房）として、マルクスの画いた階級社会以後にくる共産主義社会は夢想であり、バッチャオーフェンの『母権論』もファンタジーにすぎず、人類は男性支配の歴史であったという。上野氏には未来に、男女・人間平等の展望がみられないのである。

マルクス主義の立場にたつ伊藤氏とマルクス批判の上野氏の相異をかんじるのである。

平塚らいてうの消費組合運動

寺本千里

新婦人協会を引退したあとしばらくのあいだ、婦選団体の活動にも加わらず、一線から身を引いていた平塚らいてうだった。一九二五年に普通選挙法が可決、公布され、その三年後の一九二八年二月の普通選挙法による最初の総選挙で、八人の無産政党出身の代議士が出現した頃から、らいてうはふたたび、婦選問題にかんして発言するようになってきた。そしてまた同じ時期に消費組合運動にかんけいする。自伝『元始、女性は大陽であった』によると、一九二八年に、旧知の山崎今朝弥弁護士から、東京共働社消費組合に働く、青山義雄という青年を紹介されたのがきっかけで、この運動に共鳴し、参加するようになった。このぜんごに彼女はクロボトキンの『相互扶助論』を読んで、その主張につよくひかれていたのである。この本によって、「人類共通の本能である相互扶助の本能」に人類社会の理想を見、その「成長、進化としての、協同組合運動」へと大きな関心をよせるようになり、そして「民衆自身による協同自治の新社会組織——協同組合組織こそ、人類によってかつて発見されたものなかで、もっとも道德的な、社会生活の新様式であること」を認識するようになったと『自伝』にかいている。一九二九年から三二年にかけて、らいてうは熱情をこめて消費組合のなんたるかを、その理念を、『女性新聞』その他に発表しているのである。

一九三〇年には共働社から離れ、あらたに任意組合の「消費組合我等の家」をつくって彼女自身が組合長となった。同じ年、高群逸枝の主張する無産婦人芸術連盟の一員となっている。その時点で彼女の思想的立場が明確にうかがえるのが、その機関誌『婦人戦線』四月号に発表した「婦人戦線に参加して」である。そのなかでらいてうは、新婦人協会創立時の自分を、社会改良主義的立場以上のものでなかったとしている。もはや局部的社会改善をもって満足できない彼女であった。現在のこの「少数資本家が多数労働者を搾取し、富を独占し、多数者を永久の貧困に陥れるこの経済組織そのものの根本的建て直し」を、女性の立場から、同時に階級の立場から要求しないではいられなくなった。しかし自分の本性はマルクス主義社会運動をうけいれず、無産階級運動としての協同組合運動にひきつけられていった。「階級意識の上に立ってはいても、争闘によらず」、「女性の掌中にある最も日常卑近な台所の消費生活を相互扶助の精神により協同の基礎の上に建て直す」という、平和で具体的な実践的手段をもって、「資本主義組織を確実、有効に切り崩しつつ同時に協同自治の新社会を建設していく」この運動こそが、女性の生活、心情に相応した運動であると述べているのである。また、『婦女新聞』一九三〇五月一〇日の「かえりみて」のなかでらいてうは、婦人運動はいまや社会的自覚の時代には

いっているが、たとえ婦人が男子と同じ権利を得、均等な機会を教育、職業、政治等のあらゆる分野に得られたにしても、現下のこの支配階級と被支配階級の存在する社会組織のもとでは、本当の婦人解放は望みえないことであると悟った。そういう深い社会的自覚をもつものは、だから婦選を望まない。家庭婦人がこの消費組合運動に動いてきたことは、協同的自治社会の実現過程の第一歩であり、自分は「婦人が近く公民権を獲得するであろうという問題よりはるかに意味深く感じる」とのべ、無政府主義の立場にあることをあきらかにしている。

坂寄俊雄編『生活協同組合と現代社会』によると、共働社は、日本の消費組合運動のうえに一新紀元を画した組合であるが、その設立趣意書には、不景気のおおりをうけて最大の犠牲者となった労働者のために、日用品を安く購買するとあり、またその関連文書に「購買組合運動は地味な労働運動である」と書かれているので、消費組合の中心となったのは労働者であり、労働運動の一翼をなつたものであることがわかるのである。「我等の家」は、一九三八年一月に家庭購買組合と合併し、らいてうは手を引くことになった。『自伝』ではその理由を、軍事優先の統制経済となり、これから先いよいよ苦しい立場に追い込まれることが目に見えているからとされている。一九三八年には、関東消費組合連盟が弾圧により、解散を余儀なくされたという状況下において、そういうことになる前に、らいてうは手を引いたということなのだろう。らいてうは、自分を無産者と位置づけ、抑圧、支配される側の人間として、この運動に情熱を燃してきた。しかし、彼女の属する組合は、成城の中産階級を対象としたものであり、またさかんに加入を呼びかけてはいても、より底辺層の、本当の無産者に近づき、手を携え、具体的方法をもって、社会を変革しようとした形跡

はうかがえない。そうでなくても時代は恐慌下の一九三〇年代である。消費組合の拡大によって、利潤経済を切りくずせば、資本主義は崩壊すると信じることは、この時点でやはり、空想にすぎないといえる。本当に無産者のために、そのやくにたつ消費組合運動を行ったか。富める人も貧しい人もいない平等社会の建設に、相互扶助精神の実践に、らいてうは真に力をつくしたか、と私は問いたい。

フェミニズムの理論を類型化するのに、(一)近代社会が女性解放にあって、基本的に適合的な社会であるのか、それとも逆に、女性をより拘束する社会であるのか。(二)女性を抑圧する原因として挙げるべきものは、公的な領域の制度なのか、それとも私的領域の制度なのか、の二つの基準を採用すると、江原由美子氏は『フェミニズム入門』のべる。これをうけいれての加納実紀代氏によると、母性保護論争の時のらいてうの母性主義は、エコロジカル・フェミニズムの源流である。そして新婦人協会の時のらいてうの主張は、ブルジョアのフェミニズムに「転向」したものだといえるということである。では、このアナキスト時代と、それ以後戦前のらいてうはなんであるか。消費組合運動から手を引いたらいてうは、この頃から天皇を礼讃するようになった。「天皇陛下が天照大神の生き通しの神」であり、「日本の国体のありがたさ」を感じる自分であると、『婦人公論』や『婦女新聞』で発言している。そして、母性を保護することは国家のため、人類の未来のため、民族のためという彼女の母性主義はここに来て、積極的にではないにせよ、戦争協力へと向かうことになるのであった。フェミニスト平塚らいてうが、夫のことをただ一度だけ「主人」と『生活改善』一九三九年七月号の「花菖蒲咲くころ」に書き記した、そういう時代であった。

檜垣姫をしのんで

林 葉子

「肥後が有する唯一の平安時代の歌人檜垣……才色兼備の婦人」と、平野流香氏は昭和七年刊の『熊本市史』にかいています。平野氏によりますと、檜垣は若いころに西國の主都であった大宰府に行き、さらに京都へのぼって、上流社会の人たちとまじりました。晩年には肥後に帰り、国府のある白川のとおり、いまの蓮台寺のあたりに住んでいましたが、清原元輔が肥後守として、妻の周防命婦をともなって来任するにおよび、旧交を温め、趣味的生活を楽しんだということです。

このような伝説には、後世の人の身勝手な推量を加えられすぎているように思われます。檜垣の歌は『後撰和歌集』にのり、『大和物語』にかかれ、それをもとにして『拾遺和歌集』、『袋草紙』、『新古今和歌集』、『平家物語』、『十訓抄』などにのせられ、謡曲にもなっています。

檜垣の歌としてもっとも有名な「白川のみづはくむまでなりにけるかな」について、考えてみます。「みづはくむ」というのは諸説ありますが、瑞歯萌むとかいて、老いて歯がおちたあとに、再びちいさい歯が生えかける長寿の瑞相をさす、というのをとるがよからうと、中島廣足は言っています（『中島廣足全集』第二篇、二二三頁）。「瑞歯萌む」という老令にまでなってしまうましたよ」というのと、「白川の水をくむ」というのをかけ、白川は白髪をかけた言葉になっていきます。

(1) 『後撰和歌集』 卷第十七 雑三

つくしの白川といふ所に住み侍りけるに、大式藤原興範朝臣のまかり渡るついで、水たべむとて打寄りてこひ侍りければ、水をもて出でてよみ侍りける　ひがきの姫

(2) 『大和物語』 百二十六段

筑紫にありける檜垣の御といひけるは、いとらうあり、おかしくて世をへける物になむありける。とし月かくてありわたりけるを、純友がさはぎにあひて、家も焼けほろひ物の具もみなとられはて、いとみじうなりにけり。かかりとも知らで、野大式好古うてのつかひにくたり給て、それが家のありしわたりをたづねて、檜垣の御といひけむ人にかであはむ、いづくにか住むらんと宣へば、このわたりになんすみ侍りし、など供なる人もいひけり。あはれかゝるさはぎにいかかなりけむたづねてしがなとのたまひける程に、かしらしるき女の水くめるなむまへよりあやしきやうなる家に入りける。ある人ありて、これなむ檜垣の御といひけり。いみじうあはれがり給て、よばすれどはじてこでかくなむいへりける

むば玉のわか黒髪は白川のみづはくむまでなりにけるかな
とよみたりければ、あはれがりてきたりける

(3) 『檜垣嬭家集』 二二三(蓮台寺本)

おいにきはめてすみかもなくなりて、手つから水くむきはになり
ちにさしあいて、めかとなる物みつけて、などかくはなどみとが
むるに、名だかき檜垣なりと人のいへば、はたかくるゝによびい
づ。はづかしけれどかくれ所もなくて、おけをきしにきてゐた
れば、いかでいとかくは有しそあはれなどあれば、おもいわびて
老はててかしろのかみは白河のみつはくむまでなりにけるかな

檜垣が詠んでさし出した相手は、(1)では大式藤原興範であり、(2)では野大式(小野好古)であり、(3)ではただ国のかみです。これを清原元輔が肥後守として下向して来た時のこととしています。この三人の男には資料がのこっています。藤原興範は『公卿補任』によりますと、九一年二月に六六才で参議に任じ、同年四月大宰大貳を兼ね、九一年正月まで勤めています。九一年に五〇才の檜垣が詠んだとしますと、檜垣は八一年生れとなります。(2)の小野好古は『公卿補任』によりますと、九四〇年正月に五七才で、参議の身で追捕凶賊使を兼ねて西下し、九四一年八月まで勤めています。(1)のときよりも、三〇年あとになります。(3)の清原元輔は九五年十月、四四才のとき梨壺の五人の一人として、『後撰和歌集』撰述の宣旨をうけ、九五五年には撰述を終えたとされています。そして『三十六人歌仙伝』(新校群書類従 卷第六五所載)によりますと、九八六年正月、七九才で肥後守に任ぜられ、九九〇年六月、八三才で没しています。(1)の七五年あとの話になります。

清原元輔が四四才(九五一年)と四八才で檜垣の歌を『後撰集』に
撰んだとき、檜垣はすでに「みづはくむまで老い」たあとなのです。

それが三〇年以上たって、肥後守として着任したとき、檜垣と再会して、同じ歌を詠まれたとは、どうしても考えられません。そもそも(3)は、「国のかみ」とあるだけで、誰ともわからないのに、後世の人が強引に、清原元輔と結びつけたところに無理があります。元輔が七九才で肥後國守に任命されたというのも、まゆつばものですが、当時は任命されても、遙任(ちやうじん)といつてかわりの者を現地に行うこともできたので、熊本に元輔が来たということの、真偽の程はわからないのです。清少納言の父であり、歌人として第一級の人物である清原元輔に結びつきたい気持はわかりますが、かえって檜垣の実在性をうすいものにして、檜垣は本当にいたのだらうかと思う人を作ってしまう。小野好古についても、当時の不穏な社会状況の下で、藤原純友の乱を平定した討手の大將軍への関心が高まっていた背景が思われます。

蓮台寺は戦時中の一九四三年三月に梵鐘を供出しましたが、その写真が何枚も残されています。その銘文に「大宰大式藤原興範卿所創建也」というところがあります。檜垣と再会した興範が、晩年の檜垣のためにした仕事の一つに、この梵鐘があつたのではないのでしょうか。

白川のその水ひてちりたたむとときにぞきみを思いわすれむ
この歌は、檜垣が興範との別れに詠んだ歌と考える方が檜垣を元輔とつな、よりもよほど真実に近く、無理がないと思われるのです。

それにしても檜垣の歌は、何とさわやかなことでしょう。彼女に実子はなく、晩年に迎えた養子にも去られたようですが、自分を客観的にとらえて「ぬば玉の黒髪だった私も、こんなにとしをとりましたワイ」と、そのあとには笑い声がきこえるようです。じめじめせず、卑屈でなく、明るくほこり高く、きせんとしてさえます。この歌が千年以上も生きていくゆえんのものでもありません。

山茶花

夏目漱石第三の旧居のことなど

落合 秀

我家の庭に「初嵐」と呼ぶ白椿がある。その名の通り、他の椿に先がけて十月中には花をつけ初める。濃い緑の葉陰にほっかりと開く純白の椿は、お茶人の好みに合うらしく、よくお茶をする友人から、お茶会の一枝にと所望されることがある。

この椿が一段落する頃、古木の白い山茶花の一輪が咲く。この一輪の初花を見るために、私は初嵐の開花を待っていると思ふことさえある。勿論、白椿も大好きだけれど、やがて木を被ひつくすように咲くこの八重の白山茶花の花を、私はこよなく愛している。一輪を手にとれば、誠にうすい片を重ねている。やがて一夜の雨に散りつくした白い花びらが、木の根方を被いつくし、帚で掃けば手ごたえもない軽さである。

一度散りつくせばまた新しい蕾が一せいに開き、かくて散りつき、咲きついで山茶花の花期は長い。

この老木は一体もう幾年の歳月を重ねているのだろうか。私は戦後一年余りの後、台湾から引きあげて、はじめて夫の生家に住むようになったのだったが、久しぶりに見た日本の秋の印象は強烈であった。季節感に乏しい台湾に十年近くも住んで、私は日本の秋はこんなにも美しかったのかと、改めて感動したものである。既に葉を落しつくした吾家の庭の梧桐の根方に、石路の花の黄が鮮かだった。

その時、庭隅の植込みの中に二本の山茶花の木があって、木立の中

にひっそりと白い花を咲かせて居た。いつの頃からそこにあったのか私は知らないが、まだそれ程大きい木ではなかった。

しかしその後数年、私たちにはもはや日本の秋どころではない厳しい戦後の生活が待っていたのだった。お互いに辛い引あげ者の生活の中で、親からゆずられた家屋敷のあった幸は多ししながらも、現金収入を得る道はけわしかった。またたとえいくばくかの収入を得ても、食料にかえるルートを見つける事さえなかなか困難だった。

やがて子供たちが大学、高校の受験期にさしかかり、教育費の捻出に苦慮している頃の事であった。中央病院建設のために、この土地をゆずってほしいという申し出があったのは替え地と新築の家を用意して、なお現在より狭くなる土地との差額は現金で支払うという条件は、当時の私たちには何としても魅力であった。土地も家も狭くなるけれど、百坪たらずの土地代金は手に入るのである。

親からゆずられたとはいえ、使い勝手の悪い古い家である。それに水道もガスもなく、私は古井戸のポンプを押しながら「時代が逆行しているみたいね」と嘆いていた。その上戦災で荒れ果てた家に手を入れる余裕さえなかった私には家への未練はなかった。夫もここで生れたのだけれど、ごく幼い頃から両親にしがたって東京で育つたせいもあって、さ程未練らしくも見えなかった、と言うより、やはり現実の問題が優先したのである。事がまればこちらからいろいろと条件

をつけたりする事はきらいな夫である。人からは損した損したといわれながら、交渉はスムーズに進んだ。

こないきさつで、私たちは現在の家に住むようになったのだが、その時、庭木の幾本かを新しい庭に移し植えた。その中にこの山茶花があったのである。二本あったうちの一本は今の五峯閣にもらわれて行ったが、五峯閣も立派に建て替って様替りした今、どうなっているのだろうか。

ところが私たちが新しい気持で新居に納って二ヶ月後、あの歴史的な熊本の大水害であった。新居は一きよに幾年か分傷み、切角移し植えた庭木も大分枯れた。その時、梅の老木と共に生き残った貴重なこの山茶花である。

立木の多かった旧家から移って、新しい家はまるで裸のように思われた。夏になれば、雑草のみ生い茂る庭に、やっと立木らしい立木といえた。

この木がやがてしっかりと根付いて、生き生きと花を咲かせるようになってから、夫はこの山茶花に異常な程執着を見せた。一度は未練なく見捨てた筈の生家に対する、夫の郷愁であったかも知れないと、今も目の前に咲いている白い花を見ながら思うことがある。

私共が手放した旧居は、其の後一部改装されて、中央病院の院長住宅としてしばらく使用され、其の後は病院のクラブとして使われているようだった。

それが昭和四十六年、復元されて「夏目漱石第三の旧居」として水前寺公園裏に移築、保存されて今日に致って居る。復元の際は私も助言を求められたが、記憶をたどって相談する夫も既に亡くなっている、間違いがないかと心細い思いをしたものである。

この家は夫の父、落合為誠の持ち家であったが、為誠は上京して宮内省に勤め、一時帰郷後又明治の終頃から上京、大正十五年、大正天皇の崩御まで、大正天皇の侍従として仕えた。天皇崩御後も宮内省圖書寮御用掛りとして東京に止まり、大正天皇に関する記録の編集の事に当った。そして昭和十一年、帰郷して熊本に腰を落付けるまで、前後合せて三十年余り、東京在住の間、その留守宅を幾人かの方に、お貸しした。

漱石がこの家に住んだのは、明治三十年九月から、三十一年四月までの七ヶ月で、比較的短い期間であった。この家は大へん気に入っていたと記されているが、生憎家主、落合為誠の一時帰郷の時期と重なったために転居している。漱石は五高教授として来熊したのであるが、為誠もまた帰郷後、講師として五高に職を奉じた。同時期であるので、五高職員の集合写真の中で一しょに写っているのがある。

当時漱石はまだ新婚時代であった。私の実家元田家は隣家であったので、私の祖母などは鏡子夫人とも往来があったようで、後年、「漱石の思い出」執筆のための来熊された時は、元田家を訪れて一しょに写っている写真も手許にある。

余談になるが、元田家は戦災によって焼失した。土地は後、通信病院に所望されて通信病院が建てられた。今のNTT九州病院である。私の実家も婚家も共に病院となってすっかり様替りした今日、昔を知る私にはやはり感懐深いものがある。

新しい日本女性史をもとめる

・女性学とのからみあい

石原通子

このたび刊行した拙著『熊本評論』の女にたいして、井上清さまでから丁寧なお礼の手紙をいただきました。拙著をお贈りしたのは、よんでいただきたかったからです、それにもまして井上さまが一九四九年に『日本女性史』を刊行されて四〇年、また『新版日本女性史』を刊行されて二二年になる現在、この著作の改訂をお考えになつておられるのではないかと思ひ、そのことをおききしたかったからです。

私のぶしつけな質問にたいして、「社会経済構成、階級関係の中で女性史を見る見方」をつらぬいて、「現在、一九八〇年代の日本の女性の社会的地位、現在における女性解放の課題、現在女性の生活と感覚をしっかりと理解した上で、そこから出発して、将来を展望できるような旧著の大改訂をしたいものだ」と、たびたび思ひますが、「現在の社会主義諸国の動乱や危機の問題、さらには社会主義そのものについての研究や執筆などで、「夢想に終わりそうです。」とのお返事をいただきました。

高群逸枝の『招婿婚の研究』のうえにたつた『女性の歴史』は、村上信彦によって「古代史の精密な分析による招婿婚の裏づけ」と「厳密な古代社会の分析」による実証性にたつた書物として絶賛されましたが、『招婿婚の研究』の実証編である遺著『平安鎌倉室町家族の研究』（栗原弘校訂、一九八五年）が刊行されるにいたり、『招婿婚の研究』は実証にみせかけたフィクションであったことが暴露されました。

た。

高群の飛鳥から南北朝までを、原始と古代のいりまじつた族長的奴隸制の時代で、婿取婚であつたとし、古典古代のギリシア・ローマに比定できる典型的古代は室町期の家父長的奴隸制であり、嫁取婚となるとして、これらをアジア的奴隸所有者的なあらわれの、総体的奴隸制であつたとする時代区分は、教条主義にみちた恣意であることがあきらかになりました。

村上信彦によって実証性にかけた女性史、と批判されました井上清『日本女性史』の時代区分は、日本史の一般の時代区分と一致させていて、大和から平安期を奴隸制社会とするのは、前大化の部民や後大化の班田農民を奴隸とみるためであり、「奴隸制よりも進んだ社会形態である農奴制に、原始共同体から飛躍する」ということは、ありえない」とされるからです。

本誌第二、三、四、五号では部民や班田農民が奴隸か農奴かという戦前の論争をおさえて、またW・J・アストンやG・サムソンなどの戦前の外国人による農奴説とも比較分析しながら、地代論の立場から部民も班田農民も隷農（ヘーリゲ）であるとの結論がみちびきだされていきます。

実証主義的な研究による日本通史のみなおし、それに照応している日本女性史でなければならぬのですが、これまでの総体的奴隸制説とか農奴説などとする見解を訂正しなければなりませんし、また近代女性史についても再検討を必要とするように思えてなりません。このためには、いまはよりの女性学あるいはフェミニズム論をも学びなおし、ふみこえねばならないようです。

（「史学史の窓」誌、第六号、一九八九年二月刊より転載）

『女性文化研究所紀要』をよんで

うのき ゆきこ

昭和女子大学のこの研究所は一九八六年につくられたが、(1)生活学(2)女性史 (3)家族関係 (4)女性文芸 (5)生涯教育 (6)資料の六部門から成り立っている。『紀要』の第二号から第四号には「与謝野晶子未発表書簡」——近江家宛——(一)(二)が発表されているが、これは昭和女子大学近代文庫の所蔵である。これらの書簡は昭和五年に創刊された「冬柏」の原稿を書き送ったもので、詳しい内容については第二号に杉本・大塚両氏の説明がある。

その内の一通を示すことにする。

五五 昭和九年九月一日

絵はがき ペン寄せ書 宛名 寛筆

消印 杉並九・九・二 前八一―一二

杉並区阿佐ヶ谷二丁目 近江満子様

九月一日夜

防空の砲とどろけば筆とりて

心揚りぬわが砲ハ是れ 寛

たたかひの都の街路病院は

序幕のみにてあとなかれかし 晶子

防空のまして風雨のくらき夜に

地震さえゆれば心もとなし 是山

さいごの是山は後藤是山氏のことである。

『紀要』の論文で特に心ひかれたのは第五号の森ます美「戦後女子労働市場分析の視点と方法」と、伊藤セツ「第三世界の開発と女性」であった。

森論文は戦後女子労働市場のはじまりを「女子中卒者による労働市場である」と述べている。思うにこの中卒者労働市場は私の世代から始まった。一九五六年三月の中・下旬には、同級生を熊本駅に見送った。一九六四・六五・六六年は教え子を熊本駅に見送っているが、今でもきのうのこのように思い出される。あのプラットホームでの親子兄弟の辛い別れのシーンを……東京 名古屋 大阪へと毎日就職列車は沢山の中卒者を乗せて走った。「(1)家庭経営と家事労働の在り方、家族の窮迫の度合によって決定的な影響を受け、(2)女子の雇用労働者は、保護者の職業、経済的出身階層、雇用労働市場からの距離にもとづく地域差によって制約されるという女子中卒者労働供給の法則が形成される。」とある。

森氏は「縁辺労働力」としての女子労働、女性の底賃金、労働市場への定着化という形で女子労働の変容をとらえている。

伊藤論文は、「立川短大紀要」一九巻に「発展」と婦人問題その一序説「婦人労働セミナー」報告をまとめた論稿「開発と女性に関する分析視覚」に続くので、「その二分分析視覚(二)」という副題をもっている。ここでは、国連、新国際分業論、日本初の分析、東南アジアの開発と女性、以上四つの視点から一九八〇年代後半の内外の研究動向が整理紹介されている。これによると、一九七〇年代以降の国際的経済

発展の動向、経済の各レベル間に存在する相互関係と女性の経済的役割の分析を国連婦人問題調査訓練研究所は一九八七年に、歴史上初めて全地球的な規模で行った。この研究所自身も指摘しているが、従来の国際経済分析、開発理論のもとに調査分析したために国家間の政治的、経済的従属関係や、民族資本と多国籍企業の矛盾や、多国籍企業による搾取については新しい経済分析手法を用いないと解明出来ない。しかしフェミニスト理論家達によって「世界システム論」や「国際分業論」など新しい世界資本主義の分析手法が展開されている。

一九八五年アジア経済研究所の森建・水野順子編の「開発政策と女子労働」は、国連や Nash や Mies のように統一した方法論の分析ではないが、執筆者の各国毎の分析手法によってその特徴がとらえられている。翌一九八六年マレーシアの「アジア太平洋センター」の Heppner は「女性の従属の形態と基礎は、経済的過程と支配的な社会的・文化的システムとの相互作用の上になりたつ社会的諸関係である。」と書いている。逆に藤田和子氏は、アジア諸国の開発・工業化そのものの本質をとらえようとして、女子労働に目を向けたと述べている。

最後に伊藤氏は『第三世界における貧困と女性』についての分析視覚や、各国分析にみる多様な手法の整理が次の課題となっている。」という言葉で論文を締めくくった。

日本に於ける戦後女子労働市場にも見られた資本蓄積の為の女の従属形態が、東南アジアの開発に於ては、独自の歴史社会文化的要素のもとで、今もなお深刻に生々しく進行していることを知った。私達の今の豊かさは何なのか、太平洋戦争で流された血や遺骨の上で、その後何が起ったのかを知るべきではないだろうか。

『紀要』第三号は「家族の変貌」がテーマである。女性問題は老人や

家族の問題と切り離せない。その意味でこの号は画期的である。親子関係の変化は被害を受ける子供の心の中で見えにくく進行していく。老人介護の場合も介護する側からの問題提起は元気がよいが、介護される人の心の言葉は弱々しいような気がする。

気賀沢洋文氏の『「家族」が崩壊するとき・高度大衆社会と精神の衰弱・』はアメリカに於ける家族の崩壊と日本の現状についてのべる。

新田建一氏の「女性性と逸脱」は女性の犯罪や非行、売春、社会進出や地位の高上に伴う専門的な犯罪について書いている。

天野寛子氏の「女性の付き合ひの時間と様式」や、日米の高齢者の現状を経済、退職、法と文化、住宅、在宅ケアなど様々な観点から述べた月田みづえ氏の「我が国高齢化社会の問題点」など、素晴らしい論文を網羅している。女性問題解決の為の指導力を昭和女子大学女性文化研究所が力強く展開されることに大きな期待と関心を寄せ、今後の発展を心から祈るものである。

女性問題の解決へ向けて私たちは努力を続けなければならないが、平和で住みよい社会の実現の為に女でなければ気が付かないしなやかな感性と、弱者の立場に立って物事を考える力を水々しく育てることが大切ではないだろうか。「紀要」の充実した内容に目の前が開けたような思いがした。

最後になりましたが、夫盈二は亡くなる二日前に「布村先生のおかげで論文が書けるようになった。」と申しておりました。一九年間にわたる先生の御指導、二四集に追悼文を書いて下さった中山ソミ様、家族研究会の皆様から深く御礼申し上げます。

三枝和子『男たちのギリシア悲劇』をよむ

二つの書評を書評する

光永洋子

三枝和子さんの『男たちのギリシア悲劇』は読みごたえがあった。「海燕」(一九九〇年二、三、五月号に連載)が出るのを待ちかねてよんだものである。七月には単行本として福武書店から刊行された。

七月二十五日の「朝日新聞」の文芸時評で、この本をドイツ文学者の川村二郎氏がとりあげられた。フェミニズムの運動が文学の場にも「持続的なうねりを生みだしている」ことに「共感的な関心」を示しながらも、「男が全く女と同調できると思うのは……無邪気な錯覚にすぎないとも考えている」という含みのある前置きをしておられる。

一八六一年に刊行されたバッハオーフェンの『母権論』が、「近代の根本的な見直しを図る最近の思想界に改めて刺激を与えている」と川村氏はのべられるが、昨年やっとその「序説」だけが訳出刊行「吉原達也訳『母権論序説』創樹社刊」されたにすぎないとされる。「序説」は一九三八年に富野敬邦氏によってほんやくされ、『母権論』という題で白揚社から刊行されている。なぜか一部省略されていたのを、井上五郎氏におねがいして、私たちの「女性史研究」第三集(一九七六年刊)にその全訳を発表した、という「序説」ほんやくの歴史があったことはお気づきにならなかったようである。

アイスキュロスの『オレスティア』三部作を考案した三枝さんの「子による母殺し—アトレウス家の悲劇」を評して、川村氏は「バッハオーフェンを引いてはいないが、ほぼ同様の観察」であると言って居

られるけれど、三枝さんはバッハオーフェンをしていてそれを明らかにしていないだけに思われる。

ギリシアの英雄時代に、父権が母権にとってかわったというバッハオーフェンの新しい『オレスティア』解釈を、『母権論』全体を通じて「もっとも見事な、もっともよい箇所の一つ」とほめたたえたのは、エングルスの功績であったことを私たちは忘れない。

『母権論』は難解であるために、日本でも家族史を研究する人たちや、ユング派の人たちによまれるくらいであった。バッハオーフェンの一〇〇年忌(一九八七年。その前年に私たちはパーゼルを訪れ、そして『バッハオーフェン墓参記』(女性史双書第Ⅱ)を刊行した)の記念行事の講演会で、『バッハオーフェン全集』の第一巻目の編者の一人であるマックス・ブルクハルト博士が、『母権論』は見たり聞いたりしたが、読んだことはない……」そんな本であると話されて笑いがおこったことを、シュミット・昌子さんがパーゼルからしらせて下さった(『女性史研究』第三二集参照)。それほどに学者たちに敬遠された『母権論』であるが、法学専攻の吉原氏がなぜ昨年『母権論序説』をほんやくされたのだろうか。そしてまた京都大学の方たちの努力で、『母権論』のほんやく刊行が間近いと書くのはうれしいことであるが、どんないきさつがあったのだろうか。法律学や思想史の分野で、『母権論』がとりあげられるのと、私たち女性史を研究するものがとりあげ

るのとは、どこがちがっているようである。

文芸評論家の三浦雅士氏も、「海燕」誌九月号に「女の論理」という見出しで、また「週刊朝日」八月一七日号の「週間図書館」で、『男たちのギリシア悲劇』を書評して居られる。三浦氏はソポクレースの『オイディプス王』を解釈した「父による子殺し——ラプダコス家の悲劇」の項に焦点をあてられる。父とはしらずに父を殺し、母としらずに母と結婚したオイディプスの悲劇を分析して、フロイトはエディプス・コンプレックスを発見したが、三枝さんは「男系の社会がつくられていく過程のなかで生じた二次的な意識」であるとフロイトを批判し、三浦氏もそれに同調される。父と子の関係に重きをおいて、母権に批判的であるフロイトのエディプス・コンプレックスは、すでに早くからマリノフスキーによって批判されているし、母と子の関係が原初形態であるとして、母権をみとめているユングもフロイトを批判しているのであるから、三枝さんの批判も目新しいことではない。

三枝さんはギリシア悲劇のなかの結婚、家族をつねにみつめておられるが、その総決算ともいふべき「戦争と男と女」の章を、圧巻だと三浦氏は評価される。男性優位社会の結婚の起源は、戦利品として連れかえった敗戦国の女たちとの性関係であり、制度としての結婚は「その当初から一夫多妻」であり、女性蔑視の思想の上に成り立ったものであると、三枝さんは自信をもってのべられる。が、果してそうであるうか。民族学では一夫多妻婚、一妻多夫婚、ソロレイト婚、レヴィレイト婚などの婚姻の諸形態が発見されて、これらの研究の上になつて婚姻史がくみだてられているが、それにふれようとする。というより、「アポロドーロスから二千年を経過してどのような変化がギリシアの神話学研究の世界に生じているのかは知るよしもないし、ま

た、ここでの主題ではない」と、立場をはっきりさせて居られるので、独創的な、あるいは独断的な発想でギリシア悲劇を解説して居られるわけである。作家としての眼は思いがけないところで光ったり、光らなかつたりする。

九月三日の「熊本日々新聞」は「女性の視点で神話探る」という見出しで『男たちのギリシア悲劇』が紹介されている（評者不詳）。ヘンオドスの『神統記』にみるガイア（大地）とウーラノス（天）とクロノスを、神話にはじめてあらわれる母と父と息子としてとらえ、母権・母系・女性優位の社会」から「男性優位の社会」への移行は、「自然発生的なものの否定の上に、人為的なものとして築かれた」とする三枝さんの解説をかんたんに紹介する。が、三枝さんのこのような試みは、少し前までは「まともに相手にするに足りぬもの」としてみなされがちであった」ために、高群逸枝は「有無を言わせぬ客観的材料によって」婚姻史を研究したのだと、突然、高群の名が出たのでおどろいた書評であった。

三つの書評をよんで考えさせられることが多かった。なぜ女が書評を書かないのだろうか。あらためてまた、いま刊行中の、岩波の『ギリシア悲劇全集』のいくつかを読みなおしたが、ギリシア悲劇はすばらしく、厳としてそびえていた。だからそこに悲劇論が書かれた。三枝さんもヘーゲルの悲劇論を学ばれたと思うが、ジョージ・スタイナーの『アンティゴネーの変貌』も邦訳されている。なぜ、女たちのギリシア悲劇に思いをよせなかつたのかを惜しむのは私だけではないだろう。

女たちの参政権（その1）

ハリエット・テイラー
訳・富田 佐保子

多くの読者たちは、たぶんこの記事からはじめて次のことを学ぶでしょう。それはアメリカ合州国でおこり、そのアメリカのもっとも教養のある人びと、啓蒙された人びとのあいだでのことであり、新しい関係についての組織化された宣伝であります。「新しい」とは、思想家たちにとっても、また自由で民主主義の諸原理を承認したように感じている人びとにとっても、それは新しいのではなく、実際の政治的な行動にとつての問題として新しいということでもあります。この問題は女性の参政権であります。政治的、文化的、社会的なあらゆる権利が、自治体の男の市民たちと法律的に、同等であることを、女たちが獲得することにあります。

多くの人がこのような思想をうけられるということは、たいへんな驚きです。この湧き上がった宣伝は、男の著述家たちや、女たちの援護者たちによって支持されません。これらの人びとは、表面上無関心であるか、みせかけに反対するのが有利になるまで、まっぴりです。これは政治的運動であり、その目的は実際的であり、がんばってやりつづけようとする意思を示すというかたちでつづけられます。その運動は、ただたんに女たちのものではありませんが、彼女たちによっておこなわれるのです。その最初の示威行動は、一八五〇年の春にオハイオ州で、女たちのための大会としておこなわれました。この大会についての議事録は見ることはできません。去る一八四九年

一〇月三日二四日に、マサチューセッツ州ウォセスターで「女たちの権利のための大会」という名のもとで、一連の公開の会合が行われました。この大会の議長は女であり、主たる発言者たちはほとんど女たちでありました。しかし、人数的には男たちが多かったけれど、そのなかには、数人の血族主義的黒人解放の顕著な指導者たちがいました。一人の一般委員と四人の専門委員がつぎの年次大会まで、事務をとるために任命されました。

「ニューヨーク・トリビューン」紙の記事によりますと、一千人以上の人びとが最初から最後まで出席したということです。そして「もし、もっと大きな場所が確保できたならば、数千人の人びとが参加したでしょう。」と書いてあります。そして、その場所の状況は、「傾聴する人びと、関心をもっている聴衆者たちによって、最初から満員でした。」とのべられています。演説のなかについていいますと、このときの議事録は、わがイギリスでも、アメリカでも、私たちが経験したどんな有名な運動の議事録とくらべてもけっしておとりません。公的な諸会合の演説でめずらしいことは、冗舌と熱弁がすくないことであり、平静な良い感じで理性があり、とても重要なものでありました。この大会の結果は、これを要求した人びとにとつて、あらゆる点ではげみになりました。たぶんこの会議は、政治的、社会的改革にむかっただけで、もっとも重要な諸運動の一つとして、開始されるべき運命にあ

りました。この改革は、今の時代の最善の特徴をしめしています。

この新しい宣伝の推進者たちは、諸原理の上になつて、日和見主義や、妥協なしに最も広い範囲に公言することを恐れていません。このことはこの大会で採決された諸決議からわかるであります。その部分をここに書き写してみましよう。

「法律に従うことを要求される、この国民の土地にながくすんでいゝるあらゆる年齢のすべての人間は、その法律の制定に発言する権利を有する。政府を支えるために彼らの財産や労働に課税されているすべての人びとは、それゆゑに、このような政治に直接参加する権利を有する、と決議された。」

「女たちは参政の権利を有する。そして公職につく資格があるとされる。……そして人道、文化、時代の進歩を代表するとのぞむどの政党も、性と皮膚の色の差別なしに法の前の平等を、その旗にかならず刻まなければならない、と決議された。」

「市民権、政治権は性をみとめない。だから『男』という語は、すべての州憲法からとりさらるべきである、と決議された。」

「のちのちの生活における誇りある有益な仕事があるという見通しは、教育が利益であるとするための最も強い刺激となる。それゆゑ、最も良い教育は、努力と仕事と人生の訓練のなかで、我々自身にあたるものであるから、市民的、専門的仕事への道が彼女たちに解放されるまでは、すでに彼女たちに与えられた教育を充分に活用すること、あるいは、彼女たちの経歴が彼女たちの才能を判断するということとは不可能である、と決議された。」

「女たちの権利をみとめることなしに、そして女たちの責任の重さによって彼女たちの良心をよびさますことなしに、女たちを教育しよ

うとするその結果は、すべて無駄であり、徒勞である、と決議された。」

「あわれな結婚をした人びとのように、充分に改正をする必要がある財産に関する法律は、すべての権利は彼らの間で平等であるとする。生活の間は妻に、お互いの苦勞と犠牲によって得た財産にたいして、平等な権利をもっている。彼が、彼女の相続人である範囲で、正確に彼女は、彼の相続人であるべきである。妻は、死亡の時、彼がそうするように、共通の財産についての同じ配分についての遺言によって処置する資格を有する、と決議された。」

主たる要求の簡単な概要は次のとおりであります。

「一 初等学校、高等学校、大学、医科や法科や神学の学院における教育

二 生産的工業の労働と利益、負担と報酬における協力

三 立法府、法廷、行政府に関する、市、州、国の諸法律の制定と施行における同等の役割」

(つづく)

訳者あとがき。「ヨーロッパむけのニューヨーク・トリビューン」紙、一八五〇年一〇月二九日、論説」を底本としたものである。

愛娘の結婚によせて

シュミット・昌子

この九月上旬に長女が結婚しました。家の三人の子供の中で長女が最後でしたが「子育て終った」感じです。この頃スイスでは結婚が早くなったようで、長女三〇才の結婚はおそい方でしょう。まず末娘が二五才、次に息子が二七才で結婚しましたが、スイスの平均かもしれない。

前にこちらの結婚についておたずねがありましたので、少々思いついたことなど申し上げます。スイスからの「よも山話」として。

日本では役所に籍を入れるのが結婚後ですが、スイス（欧米同様と思う）では、まず役所で「法的結婚」をします。これは唯の登録でなく、二人の証人が原則で、両方の親達がつくのが通常です。服装は平服で「民法結婚式（Civil Wedding）」と言います。私たちの町では、「民法結婚官」というか、停年のある会社の社長さんが何百人を結婚させたと誇っています。この式後、ワインで祝盃をあげて終り、そのあと外で二家水入らずで会食しました。

このとき「結婚証明書」と「家族手帖」（Family Book）が与えられます。後者は日本で言う「戸籍」に当ると思うのですが、一家族として独立し、子供の名を入れる欄が八人分あります。末娘の婚の家はカトリック（産児制限禁止）なので、書く欄がなくなったから八人でやめたなど冗談を云う位なごやかなものです。

キリスト教社会では、伝統的にそのあと教会で花嫁がウェディング

ドレスを着て「教会結婚」（結婚証明書を忘れないように！）をしますが、法的には前者だけでいいのです。少数の非クリスチャンや、再婚、また「かけ落ち」などの人達は、上記の「民法結婚」だけの場合が多いようです。最近、新婚でもこのような伝統にとらわれず、無駄使いせず（神の前で「死に至るまで」を誓っても離婚ということなきにしもあらずと）、教会結婚をしない人達も出て来ました。

それから、後になりましたが、順序としては「民法結婚」の前に「結婚通知」が新聞の「市民課公報」にけいさいされます。これは別居していて正式な離婚をしていない場合とか、重婚を防ぐためと聞いていますが、それは法的な意味で、ただ一般人の人に知らせる、「ああ、あの家が結婚する」とわかるわけです（子供が生まれてもこの「公報」に出ます）。これは確か三週間前に出すはずで、勿論、反対者があれば、その期間内に申し出るわけで、昔の小説、映画に出るくらいでしょう。

キリスト教会では、子供が生まれると「洗礼」、旧教、新教で違いますが一四才頃「確認式」（赤子の洗礼を自分で確認する意）、そして結婚、葬式と教会でします。それはそうと、日本ではたいいてい結婚式は神道で葬式は佛教なのは何故か、とよく聞かれるのですが、私は答に困るのです。

さて、結婚式の通知、招待状の数は、たとえば百人に結婚の通知状

を出すすると、教会に出席した八〇人位が式後の披露リセプション（シャンペンにおつまみ——末娘の場合「のり巻」も希望で好評——）に招かれ、その夜の祝宴ディナーには親戚や親友（会社関係少ない）が五〇人というのが平均値でしょうか。

この結婚式の費用は、従来どういふわけか嫁の実家が持ったのですが、幸いに今頃は合理的になって、両方の親から「結婚資金」、額は半々と云わず各自自由でピンからキリまであり、私どもは私どもの「予算」を出し、お婿さんの方は知りませんし、娘に聞くような失礼を致しません。それを新婚夫婦が適当に自分たちでまかさないです。聞くところによると日本では、例えば花嫁側が台所セット一揃とか婿側が応接間一揃とか無理してまでも大げさに見栄をはるとか話をききますが、そのようなことはしません。この「資金」から、必要な家具を調達してもよし、新婚旅行に使ってもよし、残して貯金してもよし、新夫婦の自由でさまざまです。末娘の夫はジーパンなどを売る小会社をやって収入があるのです、この資金を結婚式に使ったようですが、姉娘の婿は医者のお卵なので給料も安く、娘もスイスエリアで勤めを続けるので、この資金をやりくりにまわしたら幸いです。

この「結婚資金」はどれ位か聞きたいとお思になるでしょうし、言いたくないのですが貴方に内緒で一言。家では三人の子が一年のうち結婚したので、主人の予算から各、二万フラン（二百万円）、婿の方もそれ位でしょうし、まあまあ、スイスでいい方でしょう。ママからは姉娘にベッドとカーテンを作ったあげました。末娘は全てあるらしいので、丁度私が国際会議に出た通訳料（五〇万円）を新婚旅行の小遣いに捧げました。息子のチョンガに台所品と、三人に同等ぐらいいない文句が出ますからね。

新婚旅行は式直後でなくても、都合で二・三カ月内にします。息子と末娘は日本に、姉娘は印度洋の島に行くそうです。でもこれは例外の方で、アメリカとかヨーロッパの何処か色々です。

スイスで面白いのは、「プレゼント希望リスト」を作って回覧します。これは親戚や友人当てで軽いもの、二千元から一万円位のもの、カタログ等の絵を切って挿入したもので、家庭用品や商品券でもよし、好きなものを買うようにと銀行に振り込んでよく、と実質的です。「祝儀」とか「結納」などなしです。姉娘のとき「いいな」と思ったのは女性たちが好きな料理の作り方を集めて「クックブック」を作ったことです。皆の心がこもってすてきでした。

見栄をはることについて、私が一番疑問に思うのは日本の貸衣裳替のことです。なんで何度も衣裳替えしないといけないのか。それもみんな貸衣裳で。スイスではウエディングドレスだけです、買うか作らせるか自分のものです。末娘はデザイナールの卵なので自分でデザインしてデザイナール学校の後輩に作らせました。私が縫いたいと言うのに、ママは賓客で何もなくていい、ただ結婚式を楽しむようにとのこと。私は自己流で子供の服は全部作ったので、娘のウエディングドレスを作るのが夢でした。私が洋裁をしている傍で残り布で人形ぐるみをしていた子が、こう「大人」になって物足りなく寂しいようでした。母親の感傷でしょうか。「苦勞して育てて嫁^やる愛娘」。

「結婚」での日本との違いは、まず第一に「見合い」がないこと。日本では「見合い結婚」とか「恋愛結婚」とか言いますが、最近、前者がまたもり上っているのと違いますか？ 私が「年頃」の頃（う）、「恋愛結婚」を何か罪人扱いしていたのを覚えてます。だから私は反抗して「見合写真」は絶対とらなかったのです。その結果がスイスで

あとのまつり。スイスでは自分で相手を見つけ、愛する人と結婚します。何もスイスだけでなく、結婚とはそれが望ましいと思います。こう言うのはいとも簡単なのですが、それがなかなか難しいのですね。戦争で破壊されなかったスイス社会は、私に言わせると、「戦前」のようにふるく、二世代前ごろはやっぱ「家柄」など云々言っていたようです。この頃は各州によっても違いますが、一八才から二〇才で「成人」となると、選挙権も結婚も自由（親の許可なし）になり、親はハラハラしながら子供の意志を尊重しなければならず、何も言えなくなります。

ちなみに、「成人式」など日本のように（女の子の振袖など）大げさなことはしません。伝統的に市町村で何かの行事があるようですが、バーゼル市のような大都会では出席者も少ないとのこと。私どものような小さい町では建立祭を機会に、「成人」になる若人を夕食に招待し、以前は「スイス人として知るべきこと」という本をあげたそうですが、誰も読まないで絵のついた郷土誌のようなものに変えた由。その時の町長さんの祝辞がこの辺のことを物語っているよう、即ち、「成人とは社会人として独立を認められる。選挙権を一八才に下げると言いながら投票もしないでは意味がない。結婚も親の許可がなくなったと云うのはかえって皆さんの責任が重くなったことを意味する。自分の意志が尊重されるためにはそれに答えるべき責任感が要求される。親の考えは成人の先輩としておろそかにせず、尊重し、相談に備える。」と言うような主旨です。

娘が日本に「留学」していたときの印象、観察では「見合結婚」という不可思議なシステムでは親たちが出しゃばっている。「お家柄」とか親たちの好き嫌いで相手を選ぶなど、従妹が可愛相。お見合いして

からデイトするなんて——デイトの自由がない、と批判していました。戦後の「男女共学」も日本社会にまだ根を下していないようですね。先日エベンライン邸に来た一四、五才の日本の少年少女たちも「一四才にして席を同じうせず」の感じでした。スイスではデイトが盛んな頃なのに。

こちらのデイトについて私の経験談を一つ。主人の場合、きびしい家庭だったので子供にはそのような「みじめな」思いをさせたくないと云う主義で、私はなんせ日本育ちなので心配性、「ポップミュージックのギター弾きと結婚したいと娘が云ったらどうする？」と云われて、「いいわよ、娘が好きなら」とたかをくくっていた私もいざ、となると本音が出る。中学から高校になって、デイトの相手が一人にしばられるとママの悩みが始まります。愛娘のボーイフレンドに、出迎え、送りは勿論のこと、「帰宅時間」を宣告したとき、「心酌しないで下さい。僕の愛するあなたの娘を傷つけるようなことは絶対にしませんから」と答えた男の子が好きでした。この子とは結婚しなかったのですが、結婚式には招待して、ガールフレンドを連れて来ていました。若人には若人のモラルがあるらしい。「性の解放」、「ピル」の時代になると、娘を持った母親は特に心配症になるのも致し方なく、帰宅まで眠らない日が続きました。そしてやっと「婚約」となると、最近では、大抵こちらでは二人でアパートに移ります。「心身」知り合ってお互に確信をえてから結婚と、わりに割りきっているようです。親たちはうまく行くことを祈りながら見守っているしか仕方がない。世代の差の問題でしょうか。この「婚約」は一年か二年位、末娘はめでたく結婚しましたが、姉娘はうまく行かず違う人と結婚しました。

これは「処女」と「童貞」の問題になりますが、男性にとっても「童

貞」が恥しいことなら、女性に「処女」を要求することが出来ないのが「男女同権」なのでしょう。ともかく若人の「性の革命」で性の問題が「陰性」から「陽性」になり、「神秘」は失われました。このテーマはデリケートな問題で、長くなるので逃げますが、「性の相場」（ふさわしい場所）は一論文が必要になります。ともかくこちら（欧米）では人間性に基づいて合理的になっているのが今の風潮と云えるでしょう。ただ一言、私の知る限り、外国語では「処女」(Virginity)は男女に一言しかなく、日本のように「童貞」と「処女」と男女別になっていない言葉が、何かを物語ると思います。

何だか長々になってしまいましたが、今日はこれ位で――

追伸

私がつれづれに書いた「スイスの屋根の下」から二つのエッセイを「スイス人と歩調を合せて」(英語)に投稿したら入選しました。そのうちに日本語版をつけて、クリスマスにもお送りしましょう。貴方たちの『墓参記』のことも一節入っておりますので御笑読の程――

熊本女性学研究会(一九九〇年)

第一回 二月八日

小玉稜子氏の報告「上野千鶴子氏のフェミニズムについて」

布村一夫氏の講義「漱石『草枕』のお那美さん」(1)

第二回 五月一日

中山そみ氏の報告「市川房枝氏のフェミニズムについて」

布村一夫氏の講義「漱石『草枕』のお那美さん」(2)

第三回 八月九日

林 葉子氏の報告「檜垣編と蓮台寺」

犬童信義氏の講義「近代熊本女性史年表(1)」

第四回 一〇月一日

光永洋子氏の報告「ボーヴォワール『第二の性』における母権」

犬童信義氏の講義「近代熊本女性史年表(2)」

女たちがのびやかに生きることのできる社会をもとめて、学習や運動が各地でおこなわれていますが、熊本女性学研究会ではその基礎理論をふかめるために、フェミニズムを中心に研究会をすすめてまいりまして、毎回の会合に三〇人ほどの出席がありました。布村一夫氏の講義は、正倉院籍帳の分析によって、これまでの日本史の時代区分を大きくかえる研究のなかから、J・マードックと夏目漱石のかかわりで講義がありました(くわしくは「史学史的窓」第二一九号を参照)、女性史の時代区分を考えるうえでも重要な講義でした。

また一〇年まえの『近代熊本の女たち』におさめられた「近代熊本女性史年表」も充実の時期にきていますので犬童信義氏より農業史との関連で講義していただきました。

バッハオーフェンのことなど

シュミット・昌子

その後、御無沙汰しておりますが、皆様お元気でお仕事におはげみのことと存じます。熊本では「残暑見舞」という頃でしょうか、スイスでは早や風に秋を思わせるこの頃です。先日バッハオーフェンに係したことに会いましたので、久しぶりに「バーゼル通信」を致します。

この夏休みに「スイス日本少年公換使節団」のバーゼル州知事公式訪問で通訳したとき、そのリセプションがなんとあの「エベンライン城」であったのです。バッハオーフェンの曾祖父にあたるマーチンが建てたシッサッハの別荘です。スイスではお城のようなので *des Schloss Ebenrain* と呼びますが日本の「お城」というイメージと違うので、私は「エベンライン邸」と訳したいと思えます。(例の *Waisenshaus* もただの「白い家」でなく「白い館」にしたように)

別送のパンフレットで一目でその豪華さがわかりますが、ただ皆様にお見せしたかったと痛感しました。改築された各部屋を見せてもらって二百年前の当時をしのび、私一人で見るのがもったいないようでした。次の再訪を楽しみに！

この小冊誌の解説にバッハオーフェン家の由縁をどのように書いてあるか、と頁をめくるとやっと四頁に数行ふれているだけです。これを書いた人は歴史的建築物の修復家で、役所の記録をもとに誰々の所有、売買と人手に渡ったことが主に書いてあります。

「この邸宅はバーゼルの絹リボン業者、マーチン・バッハオーフェン・ハイツが一七七三年にシッサッハに広大な土地を買い、翌年広い庭園の中にこのバロック風の豪邸を建てた。マーチンはバーゼルのローラホフに住み、エベンライン邸は夏の別荘として使った。彼の死後、その未亡人は一八七一年に売ることにした。」

次から次に人手に渡り——(バーゼルの絹工業の変遷を物語っています)——一九五一年にはバーゼル州庁が買収した。一八頁にはこの歴史的建物は「スイス郷土保護法」の下にその維持のため修復資金が州の予算から許可されたのが一九七九年、実際の工事着手が一九八六年、完成が一九八九年で全体で一〇年もかかっています。

現在、州庁の行事、公式リセプションや文化活動の展示会、音楽会などに使われ、庭園は州立農業学校の実習畑となっている。そういえば私はずっと前、貴方たち女性史の人たちに会う前にこのコンサートに行ったことがあるんですよ、日本人のヴァイオリニストの室内音楽でその「ミュージック・ルーム」に坐ったのです！そして今度は知事のリセプションで応接間に坐って……あなたなら「お導きの糸があった」と言うでしょう。

それから、「ヴィッパ書房」からまた、同封の通知が来ています。皆様が募参りにいらしたとき、ずっりし重い「バッハオーフェン全集」を瀬上先生も御一緒に四人で手分けしてお持ち帰りになってから、は

や四年もたちました。そのとき未刊の二冊については、その後、年に二回位コンピュータから「御注文のバッハオーフェン全集の第五巻と第九巻の出版日はまだ未定」と通知が来ていました。前に手紙のついでにお送りしていましたが、もう忘れかけていました。

今回は八月一五日付でコピー付き、内容も同じとよく見ると「未だ」が「全然」(GEM)見込みなし、と一言変わっています。あのとき各一冊づつ注文なされたはずですが、出版の暁にはとオーダーをそのままにしておきましようか、どうなさいませうか。

この「全然」という言葉が気にかかって、本屋に聞いてもわからないだろうし、三年前の「百年忌展」にはちゃんと同年十一月出版の予定と提示されていたのに、と主人とその話をしました。すると「きつと金がないのだろう」とか「編集者が亡くなった」ということもなきにしもあらずとか、このような本は「あまり買う人もないだろう」とか「特殊な学者が買って本棚に飾るだけだろう。日本ではほんとうに読むのかい？」と終りにはあげ足とられてしまいました。

主人の言うこともさることながら、日本では『墓参記』にも書いてあるし、「うやむや」に終るのも困ってしまうでしょうし、もう少しつつこんでみようと思えました。では誰に尋ねたらいいか、マックス先生？ ゲルツァ博士、御当人も少々敬遠して、歴史博物館のフリー女史が聞きやすいと思いつきました。午後の出勤を待ってお電話すると、彼女は「バッハオーフェン百年忌展のプロジェクトの主任で歴博に特別派遣されたので、今の連絡先はわからないとのこと。仕方なく「グイップ書房」で出版社に尋ねてもらうと、「出版になるかならないかもわからない」とのことです。こうなると遠慮していてもラチがあかない、これがわかるのはゲルツァ博士よりない、と私も発奮し

てしまいました。

「虎穴に入らずんば虎子を得ず」との諺のとおり遂にわかりました。ゲルツァ博士が言うには「何日になるかはわからないが出版になるのは確か」と念を押して確認しました。彼が書くのは「序言」でなく「後記」で、今、他の仕事で忙しくまだとのこと。第九巻は前述のゾリンガー氏は「ダメ」になり、パーゼル大学の文学部のセミナーで調査グループを作ってやっているはずとの由。「何日頃になるか」と伺ったら「分らん」、「他に何か情報を」とお願いしても「ない」と少々つつけんどんで恐縮、文字通り恐れ、縮みあがってしまいました。「日本から問い合わせがあったもので」とその場をあしらひ、突然電話した失礼をお詫びしました。

ゲルツァ博士にはまだ面識をえていないのですが、『墓参記』を贈呈したときお礼の言葉に「バッハオーフェンが百年後に日本の女性たちに興味を持たれたと聞いたなら、あの世で驚いているだろう。」とユーモアたっぷり返事で、柔和な学者を想像していました。痛いところになさわれたのか、これがバッハオーフェンの「氣むずかしや」の血統なのかと考えさせられました。

ともかく、「出版は確か」と鶴の一声を頂いて一安心。では中間報告まで、とり急ぎ――。

バッハオーフェンの『古代書簡』と

『母権論』第二回編集——V——

ヨハネス・デールマン

訳・石塚 正英

5

『人類の血族と姻族の名称』諸体系』を研究したあと、バッハオーフェンは、一八七三年、Avuncular (母方オジ権) に関する大部の研究論文の執筆に着手した。この論文は、幾度にも及ぶ改稿を経て、『古代書簡』の第一巻に結実することになったものである。それと同時に、構想を練る上で今後広く役立つような幅広い読書が、間断なく続けられた。だがしかし、この作業の進展状況を叙述するに先立ち、ジロー・トゥーロンの著作『家族の起原』が話題にされるべきである。なぜなら、われわれのこれまでの叙述のあらゆる脈絡がここで出会うからであり、また、ここ数年にわたるバッハオーフェンの文筆上の全活動がここで解明されるからである。また、ジロー・トゥーロンのこの著作でもってわれわれは、婚姻と家族の発展史に関するバッハオーフェンの新しい、社会的な概念に接するからでもある。ここに最も重要な証拠がある。

『家族の』起原』の成立については、ジロー・トゥーロンのバッハオーフェンあて一八七二年三月二三日づけ書簡がまぎれもなく明らかにしている。

「謹 啓

わたくしは古代についての貴殿の見識に長いあいだ感服してまいり

ました。このようなわたくしの感情の表明は、貴殿にとって何ら新鮮なものではないでしょう。しかしながら、今日ふたたび貴殿が最近送って下さった簡略なプランのことで、わたくしの心からの祝辞をお送り致します。貴殿が原始の人類の論理的進化を完全に概述し、批判すべきことは何も見出せない連鎖における連続する局面をお示し下さったと、わたくしは信じております。それゆえ、この論理的指針に感謝申し上げます。それは、このひどく錯雑とした事実と資料の処女林の中で、わたくしが確信をもって動くためにはなくてはならないものなのです。しかし『ルヴェ・デ・ドゥ・モンド』誌のためにわたくしが急ぎ準備しております論稿の同じような関心においても、また貴殿を悩ませ、御協力をお願いすることをお許し戴きたく存じます。

母権に関する説明の骨子を得たからには、そこに分類されるべき材料を同じように持つことがわたくしにとって何よりも必要なことでもあります。——もしマクレナン、モルガン、ラフィット、ムンツインガー等々を掌中にしたならば、わたくし自身最も顕著な事実を収集し、貴殿に新たなる御面倒などおかけしないでありましょう。しかし不幸にも、われわれは手元にこれら基本的な著作をもっておりません。それゆえ、誠に遺憾ながら、ふたたび貴殿の御厚情におすがりせざるを得ず、貴殿の議論のそれぞれの部分に関して最も重要な事実をわたくしにお送り下さいますよう、お願い申し上げます。御説明します。

『ルヴュ』の一論説——(正確に言うなら二論説、なぜなら一論説だけでこの主題を扱うのはとても不可能だからです)——において、問題となっている主題にまったく無知な公衆——習慣によって母権についての観念に対して悪い感情すら抱いている——に話しかけ、いかなることをしても、好奇心をそそる多くの事実とその奇妙さによって(かれらに)関心をもたせ、事実と適切な資料により、一歩ずつ証明された完全な体系を提示することによって(それを)納得させなければならぬのです。

それゆえ、ほとんど各行において、未開の風習や古代の文献、伝説などに言及することが必要不可欠となります。

さらに、何よりもまずアフリカにおける母権とギユナイコクラティ(《女人統治》)について記述することに専心しながら、しかし世界のこの地域だけに限定して例証を得ることのないようにしなければならぬと、わたくしは考えております。そして、わたくしが強く主張したいことは、議論の各々の段階で、われわれはもっとも特徴的で最も確かなものと同様最も奇妙な事実を選ぶということです。それに出会ったのがどんな国であれ、またいつの時代であれ。

それゆえ、貴殿がお送り下さったノートの体系に従うために、どうか今後解決すべき問題にお答え下さいますようお願い申し上げます。たたくさんの例を示し、それに相対する断言を説明しながら。同じように、上記引用文中の引用を借用した著述家を示すこともできません。……しかし、実を言えば、わたくしに必要なもの——これはその一歩でしかない——のリストを見ると、——わたくしが貴殿に惹き起こした仕事を貴殿が不愉快に思うのではないかと心配しております。したがって、パーゼルへ行き数日間過ごし、わたくしに不足して

いる最も基礎的なノートを写してくるのがたぶんよいのかもかもしれません。わたくしにはそれが自分にとって最も確実で、最も手取り早い方法であり、貴殿の手をわずらわせることがないように思えるのです。——わたくしが気にかけておりますことは、このお願いが貴殿に御迷惑をおかけするのではないかという懸念です。いずれにしても、わたくし自身が質問のノートを受け取り、不明瞭な点を貴殿に尋ねるために数日間滞在することが、わたくしの仕事に有益であると貴殿がお考えならば、わたくしは貴殿のお宅ではなくホテルの方へまいります。——貴殿と奥様にはお二人とも休息と御自宅においていつも迷惑な第三者によって悩まされることが必要だからです。——それゆえ、この最後の点につきまして御返事をお待ち致しております。わたくしは雑誌のためのこの論説が首尾よく行くことを強く切望しております。成功を確信し得るものをつけてはおおざりにしたくはないのです。

敬具

A・ジロー・トゥーロン

《追伸》

シャルヴォワから《手紙》を受け取りました。目の具合はいかがでしょうか。その痛みと充血が続かないことをお祈り致しております。〔原文フランス語〕

ジロー・トゥーロンは、このようにして、(バッハオーフェンから送られた)原始人類の発展史に関する完全な素描に感謝している。だがかれには、『ルヴュ・デ・ドゥ・モンド』誌のために準備中の一篇ないし二篇の論稿について、さらに関係証明資料も必要としているのである。かれは、返答の依頼に一七項からなるリストを添えている。これ

らの項目は、明らかにバツハオーフェンの簡潔な叙述から採られている。最後のところではバーゼル訪問を思案している。

このリストは、ジロー・トゥーロンの手元に届いた『母権に関する説明の骨子』が、けっして一八六一年刊の著作を簡潔にし総括しただけの叙述ではなく、新たな、『母権論』第二回編集を意図したものだ。た点を、明瞭に示している。なぜなら、このリストは、モルガンの親族名称とマクレナンの族外婚説とを引合いに出しているからである。

たしかにバツハオーフェンは、人類発展史の完全な素描に関して希望の資料をかれの友人（ジロー・トゥーロン）に渡した。しかし——取り急ぎ予告された論説は、『ルヴェ・デ・ドウ・モンド』誌に発表されなかった。そのかわりにジロー・トゥーロンは、一八七四年に『家族の起原』を出版している。この堅実な研究報告に対し、バツハオーフェン自身は助言を与えたであろうか。いずれにせよ、その間に二五〇〇ページにも増加した抄録からなる希望の当該資料の一覧表は、けっして瞬間に成就したわけではない。この索引^(註)によってはじめて資料蒐集の中に蓄えられたたぐさんの素材がすぐ手に取れるようになったのである。バツハオーフェンが集められた素材を索引帳の中に系統的に整理して収め始めたのが一八七二年の春で、その作業をおよそ『家族の』起原^(註)刊行（一八七四年一〇月）とともに中止している点は、注意を引く。資料を求めるジロー・トゥーロンの依頼がきっかけとなって索引づくりの計画が立てられ、それが継続したのであろうか。またその計画立案と継続は、抄録集のごとき、相互で始められた作業、のちの『家族の起原』との直接的関連を暗示しているであろうか。バツハオーフェンは文献表示のため——本文の中に欄外の傍注として——はっきりとかれ独自の見解を書き留めているが、それはあた

かも不慣れた利用者の便宜をはかっておこなわれているかのようである。抄録集および索引がジロー・トゥーロンによって利用されたことは、本人自身の手による記入がたしかに証明している^(註)。リストの一七項目はほぼ正確に順番通り『起原』中で取り扱われている。若干の章では遺稿（としてあとに遺されることになった稿）が原本として役立てられている。すべての引用文献は、一八七二年三月までに抜粋された分だけでなく、一八七四年の分までをも、まず一つの例外もなく、バツハオーフェンの資料蒐集から引き出されている。この著作が一八七二年三月二三日づけ書簡にも明らかな方法でバツハオーフェンに遡っていることは、あらゆる点に鑑みてはつきりしている。ジロー・トゥーロンは、かれの叙述がバツハオーフェン、マクレナン、そしてモルガンの諸研究に基づいていると、明確に述べている。われわれはしかし、いまやそのほかさらに、かれがバツハオーフェンといかに友好的、親密に共同作業をしたかを知っており、またその著作の思想的所産と証拠資料とが（上に）記された方法でバツハオーフェンからかれに流れ込んでいる点を知っている。マクレナンのごとき批評家は、『家族の起原』もバツハオーフェンの『母権論』、モルガンの『人類の氏族と姻族の名称』諸体系^(註)、ラボックの『原始諸制度』、ダーウインの『人間の由来』（一八七二）と並べて挙げ、それを「大陸において先史の研究を進展させる証明として（ヨーロッパ）大陸で歓迎された……秀作」と述べている。スコットランド人の口から出たこの賛辞はわかりやすい。この著作は、『母権論』、『原始婚姻』それに『諸体系』をものに見事に或る一つの形式に総合して、その形式はマクレナンの著作を想起させる。立証は明瞭で、証拠は簡潔、率直であり、社会学的対象が完全に把握されている。ジロー・トゥーロンは生まれつきの翻訳

者にして、外国の諸思想を明確に公式化するのに秀で、それに最適の人物である。

この著作がかりに他人が書いた前記三研究書の寄せ集めという点で「秀作」であったとしても、それは実質的にバツハオーフェン自身にまで遡っており、当時におけるその見解を叙述している点で独自の価値を得ている。かれは比較社会学の若い知識に心を広く開き、マクレナンとモルガンの諸発見を自らの体系中に受け入れた。このことを通じて——われわれがこれから見ていくように——かれ独自の家族発展史は、個々に激しく変更を加えられ、いっそう明確なものにされていったのである。ジロー・トゥーロンが自著の序文に書き留めている言葉、すなわち、『母権論』には新しい分野を開墾した著作として不十分な点が不可避免的に付きものであったという指摘は、バツハオーフェン自らが再三にわたって表明した意見でもある。マクレナンは、『母権論』(一八六一)に習熟したいと願いつつ、「バツハオーフェンの冗長のドイツ語の四折判の本」に降伏してしまったあらゆる人びとに対し、ジロー・トゥーロンの『母たち』を、十分な情報源として、また気楽に読めるものとして推奨した。だがわれわれとしてはそれ以上いっそう当然のこととして、二人の学者の幸運な科学的共生から生まれ出た『起原』の方を、バツハオーフェンが新たに獲得した確信を確実に叙述した著作として、推奨できる。その上また、次のように幾分簡潔に語ることもできよう。『家族の起原』は、ジロー・トゥーロンの筆から生じて完全に社会学となった、『母権論』第二回編集である、と。それは次のことを意味している。すなわち、『起原』は一方ではたしかにバツハオーフェンの社会的な構想を述べており、またバツハオーフェン自身には欠けていてひどく残念に思われる、明晰さと体系

化をも備えている。しかし他方でこの著作は、勢いに欠け、神話による先見の明、宗教と形而上学を錨とした贅留、詩的な力、全体的な文化史的観点に欠けており、したがってバツハオーフェンの叙述に本質的な型を欠いている。『起原』は、その成立の特性を、見紛う方なく示しているのである。

『家族の起原』によれば、婚姻と家族の発展史は次のように進行した。最古の諸ホルドは、生存のため酷烈きわまる闘争を耐え抜かねばならなかった。ホルドの外に単独で生き抜くことはできず、孤立した生活は不可能だった。個人は集団に結びつけられ、全体を構成する一部とだけ考えられた。ホルド内部には強力な、所有と性の共産主義が支配した。あらゆるものが全体に属し、獲物もまたそうだった。全般的なプロミスキテート⁽²²⁾にあつては、本来の意味での婚姻が問題にならないことは、自明である。「姦通」の観念は、ホルド外の者との交わりだけだった(五九頁)。最古の伝承が証言しているように、この段階にあった人類に一夫一妻婚が、共同の権利への干渉として、*ius naturalis*。(自然法)と宗教に対する侵害として出現した。なぜなら、最古において女は、その神聖な模範を、あらゆる性的独占を嫌った、偉大な、ヘテリシユな、宗教以前の自然母たちに得ていたからである。女が奔放な *ius naturale* (自然法) の宗教的命令に服さなくなったとき、アプロディーテーの神がみが贖罪を要求し、これを得たのである(六二頁以下)。世俗のおよび宗教的なヘテリスムス、および歴史時代に婚姻関係と並んで存在した補充交媾(*Eransition*)の夥しい形態は、本源的なプロミスキテートから一夫一妻婚への全般的発展過程における、二つの文化段階の激烈な闘争の証言者であり、その間に出現した過渡的な諸現象なのである(八三—八四頁)。

一夫一妻婚へと向かう長い道程の最初の一步は、全般的なプロミスキテートの制限内にとどまっている。妻はもはやホルド全体に属さず、特定の夫たちの集団に属した。これには所有権の発達が並行した(五九—六〇頁)。

婚姻および私有財産と同じようにして、個別親族も発展の産物として現れた(八四頁以下)。当初は全般的な集団親族のみだったし、ホルド全体への個人の共属のみだった。最古の解釈に関する証言は、マライ式親族名称体系において得られる(八五—一〇三頁)。それは、まったく規則にとらわれないプロミスキテートをとまなつた、さらにいっそう古い時期を振り返って指し示し、直系および傍系の兄弟姉妹間での集団婚を伴つた血縁家族も想定することによって説明がつく(九二頁)。われわれの感覚からすると、近親相姦を伴う結婚の全般的普及という考えには抵抗があると思うが、たくさんの古代の神話とか著述家ならびに現在も存在している未開諸民族は、この風習のあつたことを立証しているのである。

マライ式親族名称体系は、数多くの部族のもとでの氏族の発生を通じて変化した。その結果はトゥラン・ガノワン式体系であつた。ここにおいて、全般的な集団親族の原理が個別親族の原理と結び合わされた(一〇五頁)。個別親族の最初の形態は母方の血縁によるものだった。全般的なプロミスキテートはけつして男系の親族算定を発生させる根拠とはならず、むしろ唯一の母の膝との結びつきが常に明白なのであつて、それがいわば自然のままなのである。したがつて、氏族に關する二種の出自算定——ジロー・トゥーロンはたんに母系・父系(Die matri- und patrilineare)と識別するだけだが——のうち、たしかに女系のものがいっそう古いのである。女系親族の広範囲な拡が

りは、アジア・オーストラリア・オセアニア・アメリカ、そして古代の夥しい実証が証拠立てている(一一三—一三〇頁)。母方血統算定の帰結は、女系における継承と相続権となつて現われる(三二—四五頁)。ジロー・トゥーロンはギユナイコクラティ(女人統治)を強調しない。そのことは注目に値する。遺稿からわかるように、パッハオーフェンもまた、この時期には、母方の出自と相続とを必然的にギユナイコクラティに結びつけることは、もはやしていない。かれの見解はむしろ、女系の血統と相続とは、往々ギユナイコクラティを伴つて発生するところがある、というものであつたし、終始そのようであつた。

母系氏族に見られるような、かくも普遍的で意味深長な制度の発生根拠を問うならば、それがはるかな先史に発生したとして間違ひはなからう。個別親族の発見および実の兄弟姉妹間における婚姻の禁止が、それを産み出した(一〇七頁以下)。ジロー・トゥーロンは、わずかな留保付きで、マクレナンの族外婚説を踏襲し、その中に、ドラヴィダ式およびガノワン式親族名称体系を理解する鍵を見出し得たと信じている(一一二頁以下)。かつては普遍的な現象であり、すでにプロミスキテートの状態において確固たる風習となつていた族外婚は、母方の血縁に注意を払うようになって以来、母と子とがホルド内で突然敵対的な集団の一員になるといつた、思いもかけない作用を及ぼすことになつた。このようにして、ただちにホルドの「(同一)民族性」が変化した(一〇七頁以下)。母方親族の台頭と関連した、族外婚規制がもたらした最も深刻の結果は、兄弟姉妹間における近親婚の禁止であつた。近親婚の禁止は、しかし、マライ式(親族名称)体系からトゥラン・ガノワン式(親族名称体系)への変化を解明する決定的な要点である(一一三頁)。それゆえに、まず氏族制度の漸次的形成と

ともに近親相姦への恐れが発現していった。それはそれでこんどは、近親婚回避のためのさまざまな風習を産み出した。この時以来、近親婚タブーと族外婚とは、同一の歴史的過程の二様の側面にすぎないのである。近親婚の厳格さは、常習となっていたプロミスキテートに対する困難な闘争からの反作用として、心理学的に説明される。(一二三頁)。

これまでに、プロミスキテートから女系出自までの、ホルドから族外婚の母系氏族までの、そして全般的な集団親族から個別親族の第一形態までの進化が描かれた。そのあとには母権から父権への、母系氏族から父系氏族への、母方家族から父方家族への進展という叙述が続く。この二つの氏族制度のうち、母方のそれは、一見していっそうアルカイックに思われる。それゆえこちらはたしかにいっそう古くはある(一三五頁と次頁)。にもかかわらず、さらに厳密に観察するならば、この移行形態ははなはだ発展したものであることを示している。なぜならば、民族学はたんに論理的な再構成を頼りとするのみならず、地上に現存する諸国民のもとのいまある文化落差に基づいて、進化をいわば生きた状態で(“in statu vivendi”)観察し得るからであり(一二七頁以下、一六六頁以下)、問題解決の可能性は十分にあるのである。

まず手はじめに、観察者は、社会制度の発展は、内的な要素を通じてばかりでなく、全文化との関連における外的な要素をも通じて先へと進められるのだという点を確認せねばならない。親族名称体系は、したがって、こんにちよく言われるように、その相互依存の中で別々の文化諸領域に注意が向けられねばならないのである。

文明は、経済的諸関係の徹底的な変化を伴って、ありとあらゆる長

足の進歩を遂げたので、社会制度もまた経済形態の変化に関連づけて考察する必要がある。遊牧的な生活方法から定住への移行は、原始的な生活にとつて、まさしく一つの革命を意味した。穀物の栽培と動物の家畜化は原始の生活に深く食い込み、社会構造を変えた。周知のように、パッハオーフェンは既に『母権論』で、ギュナイコクラティの文化段階と農耕とを結びつけていた。

個別親族は、たとえ未だ遊牧の時代に認知されていたとしても、定住状態に入つてはじめて、族外婚規制と結びついて原ホルドを氏族に分化させ得るようになったのである。いまやホルドは特定の区域に分散し、いっそう小規模な親族集団と所帯とが生まれた。土地の所有が意味をもち、いっそう良好となった経済事情はいっそう大きな豊かさへと導いた。経済的な思考が目覚め、生活財の全般的な増加と安全性の高まりとは、ますます独立の生活をかなえた。原ホルドにおける、性と所有の共産主義は、徐々に乗り越えられた。まずは大きな母系クランが生まれ、それからいっそう小規模な親族集団が生まれた。いっそう小さなグループが密接に寄り集まり、独自の目標を追い求めた。自分で獲得した財産への全般的な関心が私的所有的尊重を導いた。相続権と継承とが重大となった。親族と所有者の圏はますます密接さを増していった。先史の共産主義的な原理は、所与の関係のもとで、仲間の数を制限するという人間の自然的本能を通じて、徐々に破られていき、これに代わって、族外婚的な母系氏族が登場したのである。母権から父権への移行——いまやわれわれの全注意はこれに向けられている——は、さまざまな根拠から、不可避的に幾層にも重なって進行した。父系親族を導いた原因は、母系親族の場合と違って、きわめて複雑である。母親の膝に基づく母系親族は、自然に与えられた連結点を

もっていて、いわば「自然法の制度」といった、自然の真理なのである。これに対し擬制、省察行為、自覚的意図に基づく父方親族の方は、「民法の制度」である（一四六頁と次頁）。その発展は、この内的な根拠から、たしかにさまざまな形で進行したに違はなく、人種や文化の固有な性格に従って、その都度異なったに違ひなかつた。母権から父権への移行にさまざまな形態が生じたことの、その他の外的な根拠は、この移行が概して「所有権の領域における法的性格の葛藤」を示しているという事実である（一四一頁）。ジロー・トゥーロンは疑いなく、人間の社会的・道徳的進歩は経済的な生活諸条件の改善と所有概念の発展に対して従属していると見たのだが、それはバツハオーフェンに比べると一面的——もちろんたんに一面的であるにすぎない——であつた。バツハオーフェンの場合は常に、発展過程における知識人や宗教者の決定的な役割を認めたのである。

（統いて）父権の発生過程が詳らかにされる。まず、父系家族制度の起原（一四二—一五四頁）は、「父親としての感情」とか、あるいはバツハオーフェンが『母権論』で依然として主張していたような、父性の生物語的、精神的な性格の認識に根を下しているのではなく、所有権に根を下していたのであり、そこから父系出自が徐々に発展したのである。父性の真なる、精神的な性格は、後になってようやく人びとに意識されるようになった。原始人のもとでは、父の感情が人びとに生じてくるようなことを示すものは何もない。その反対なのである。パートン『世界各地を旅行してその報告をたくさん発表した Sir Richard Francis Burton, 一八一—一八九〇のことか』は、父と子の関係を、動物の場合と同じように、習慣的な敵対関係と記述している。当初、それは主人と奴隷関係のようであつた。残忍な暴力、圧倒

的な肉体的優位、そして所有への野卑な要求に基づいて、それはひとえに利己的関心に役立った。子供たちは親たちにとって、労働力あるいは商取引の対象であり、利益の源泉以外の何ものでもなかつた。父性の尊重は所有権に起因する発展の一産物であり、父子間の愛情は文明の凱旋勝利である。そのことから次のことが明らかになる。すなわち、男系親族制度は全般的な所有共産主義の時代に続く時代において発展的に始まること、また父性概念はまず私的所有の台頭とともに、経済的思考という見せかけのもとに発生したことである（一四五頁と次頁）。思うに、こうした発展の最初の徴候は、男が自分の欲しい所有物を未だ幾人かの仲間と共同して防衛しなければならぬような生活関係の中で形成されたのだろう（一四七頁と次頁）。兄弟多夫一妻婚のトダ族とチベット族は、どのような個別的、個人的父子関係にも依存しない男系出自がきわめて徐々に浸透したという観念を伝えていいる。チベット族のもとでは、子供たちは、他の財産同様、共同体の長老としての長兄に所属する。トダ族の子供たちは出生順に、年齢の高い個別夫婦順に与えられる。ここでは、出産は父子関係を決定せず、所有の分配こそが決定的なのである。父たちと子供たちとの間の全般的な血縁は、このように、トダ族のもとで男系出自を基礎づけるのに十分なのである（一四九頁）。歴史的にみると、個別的な父子関係はまず私的所有の勝利とともに全般的な承認を獲得した。いまや婚姻もまた、個人的所有の特殊な一形態として受け入れられるに至つた。夫は、自身をわが子の父と見做し得るに先立ち、少なくとも特定の期間、確實にかれの妻を排他的に所有する必要があつた。その後になってようやく、出産を基礎とした出自算定がその地歩を確立し得たのである（一五四頁以下）。したがって、女掠奪の風習をもつた好戦的な諸部族

のもとでは、所有権の確立後単婚が、またその後ただちに父系血統の制度がもたらされた(一五四頁と次頁^(註))。しかし、野蛮な暴力によってなく女売買とか女交換とかによって一夫一妻婚に達した他の諸部族のもとでは、移行はいっそう面倒であった(二五五頁以下)。母系制民族はその所有を嫉妬深く保護した。夫はひたすらこれと一步一歩戦いを進めながら、ようやく妻と子供とに対する排他的な所有権を獲得したのである。夫の全努力は、妻を自発的にか強制的にか、自分のクランに連れてくることに向けられた。なぜなら、自分のクランにおいては、父独自の権威による家族の基礎づけが可能だったからである(一六五頁と次頁)。ジロー・トゥーロンはまた、母系家族から父系家族への移行を、住居継承制度の問題としても理解し、既にこの観点のもとに婚姻の発展史を考察していた。かれは数頁(一五六頁以下)において居住地の機能と意義について述べていることは、ラボック、モルガンを、いやそればかりかマクレナンをも凌駕している。ラボックが居住地と婚姻形態の内的関連について少しも注意を払わなかった^(註)に對し、『家族の起原』では、住居継承が、規定的な制度上の原理として、したがって居住規則として、社会組織に対するその意義において、はじめて明白に理解されたのである。

母系社会から父系社会への移行の多様性を具体的に示すのにジロー・トゥーロンが用いた例は夥しい。とりわけアフリカでは、男に對して夫および父として従属的な役割を強要する古い家族制度の束縛を打破するため、男はあらゆる努力を払っている。それを、所有と相続権という方途によって試みる(一六六頁以下)。このようにして相続権自体が、父方親族の合法的絆となったのである。親族関係の尊重を世襲財産の利点と結びつけた民族は、時の流れの中で、母系血統の制

度がすっかりその意義を失わざるを得なかった。(一七〇頁と次頁)。男系出自を有効にしようとする男の試みに關する最後の例は擬婉とよばれる(一九三頁以下)。母系親族は母子の血を分けた結びつき並びに出産行為を支えとしていた。そのことは一目瞭然である。父子關係はこのような感覺的絆を欠いており、ひたすら「法の虚構」にすぎない。抽象的思考ができない原始人は父子の絆に感覺的表現を求め、その結果、擬婉という、広く普及した風習が生まれたのである。父は母子の自然的關係を模倣する。かれは「第二の母」を演じる。子供はこのようにして二重の出自を受取るのである。

『家族の起原』はバッハオーフェンに依存しているのだから、家族の発展史がローマの家族と氏族に關する一章で頂点に達している^(註)も、驚くことはない。しかし、ジロー・トゥーロンが報告していることは本質的にみてマクレナンに起因しており、かれは明白にマクレナンを引用しているのである(二一五頁)。ローマの家族は氏族の問題はなるほどバッハオーフェンの思考では、またし・H・モルガンとの交信の中ではひとつの役割を果たしているのであるが、『古代書簡』では殆ど触れられていない。したがってわれわれとしては、もはやこれ以上『家族の起原』の詳論にかかわるには及ばない。その問題にこだわるといふ、一八七九年二月二四日付のモルガンあて書簡で表明されたバッハオーフェンの意図は、起点で動かずにいる^(註)。

『家族の起原』はたんにジロー・トゥーロンの家族発展図式だけでなく、バッハオーフェンのそれをもわれわれに与えてくれるのである。またそれとともに、遺稿と『古代書簡』との関連を解く鍵をも引渡してくれるのである。また同時に、マクレナンとモルガンの影響がいかに強烈であったかが明白にされることであろう。

われわれは、『家族の』起原』はバッハオーフェンの発展図式を与えてくれると上述したが、かれの理論ではない。こちらは依然として、社会学的発展図式を越えて、発展の「神秘的 (Orpische) 原理」を含んでいるのである。これは、民族学的研究を通してけつして否定されず、逆に確証されるように思われる、遠大なプラトンの歴史理念である。かれの見るところでは、この現象が自らを具現し得る歴史的諸形態のみが増えてきたのである。そのことを進んで承認することは、歴史家バッハオーフェンには困難でなかった。かれの体系は、この側面に向かつて常に開かれていた。歴史家たるかれは、自然と同じように歴史もまたその諸造形 (Bildungen) を種々雑多なかたちで産出するのだという、歴史の遊動を知っていた。この多種多様性の中で、いっそう高次の、統合した宗教理念を再認識すること、それがバッハオーフェンの研究における究極目標なのである。比較社会学が既にその誕生の時から、あらん限りの力をこめて宗教に注意を向けてきたこと、それはこんにち、バッハオーフェンの特別な功績であるように思われる。

原注

- (158) 本書五七二頁以下参照。
 (159) 本書五二七頁。
 (160) 「J. J. バッハオーフェン、宗教学者にして民族学者」中の詳論 (本書五五〇頁の注六) (本訳文の注118) 参照。
 (161) 遺稿九三の九一。
 (162) 当該リストは以下の一七項目を挙げている (若干の略語は戻されてる)。

一、論説の初めに読者への注意を喚起するにふさわしい、最も奇

妙な事実とは何か、古典古代の文献の中にであれ—ヨーロッパ人旅行者たちの紀行文のなかにであれ—ギュナイコクラティの慣習、擬婉、その他 (サッカラヴァ) (Sakkalava)、あるいはアマゾネスの出現の中にであれ。

二、(七頁) 純粋なプロミスキテートに関するできるだけ完璧な描写。この主題に対する証言。この状態に顕著な例は二、三で十分であろう。

三、プロミスキテートは、こんにちなお、婚姻にどのように随伴しているか。(南部インド西岸) マラバル地方のナイア族 (Naias) やかれらの身分法に関する若干の言葉。

四、婚姻が初めは自然権の冒瀆—自然侵害—のように考えられていたことを証明する事実。贖罪の売淫の例。—古代人たち (タナクウィル) については、このことでわたし自身探究するつもりである) や現代の未開人たちにおける、この解釈の例。

—これらの慣習や宗教的・法律的規定について弁駁し得ない多くの証拠を提示することは重要であろう。

五、原始の人類にあつて、子供たちが決まった個人との血族関係をけつして持つていないことを示す事実と例、—しかしプロミスキテートに支配されている部族の中では、部族全体との血縁関係を持つてている。—かれは部族の母親すべてを母として持つ、……幾つかの未開部族を見て見るがよい。それらの部族においては伯叔父・伯叔母・甥などを示す言葉は一つとして見当たらない。

六、ハワイ族その他のような北アメリカの幾つかの土着人種の集団において使用されてきた血族関係に関する名称のリスト。

七、異なった血族関係についてのかれらの報告は何だったのか。
八、二つの性が、こんにちわれわれの目には同じように見えるものを示すために与えてくれた、相異なる表現とは何か。

九、族外婚に関する若干の細目

一〇、プロミスキテートの時代に続く、女の恒久的専有 (appopriation) の時代はどのように現れるか。

一一、(女) 掠奪の例。

一二、女売買の例。

一三、同じく(女) 交換の例。

一四、その他の恒久的専有の形態は存在するか。

一五、(古代において、あるいは現代の未開人たちの間に) 短いにせよ長いにせよ、一時的に継続する専有についての例を知っているか。継続という点では、原始の婚姻に関して、幾つかの区分ないし範疇を確立することができる。

一六、この原始の婚姻が——個人的関係の出現——子供をもうけた母親に対して独占的に帰せられる母親という名称をもたらし、血族関係についての新しい語彙に与えるべき例。——兄弟……姉妹。

一七、近親相姦、この観念はまず拡がって、その後制限されるようになったのだが、一言で言うなら、これがその歴史である。(原文フランス語)

(163) 遺稿三七—四〇。本書五四九頁をみよ。

(164) 例えば遺稿三七、一八五。

(165) 本書五六二頁(本訳文の注163)の一覧表四をみよ。

(166) 『(家族の) 起原』一〇頁以下には次のようにある。「バッハオー

フェン、マクレナン、モルガンらの) これらの基礎的な概論は、古代社会の起原についてまばゆいばかりの光を投げかける。そして——お互いが異なった目的をもって、また異なった方法によって、別々に企てられたにもかかわらず——お互いを結びつける紐帯の助けによって、それらの間には論理上の関係がある。したがって、われわれはこの試論における本質的な観念の幾つかをそれから借りているのである。バッハオーフェン氏には、母系家族の概念およびわれわれの研究過程における多くの有益な資料・文献を、マクレナン氏には、部族の組織にかかわる族外婚の法則を、モルガン氏には、ハワイ族やインディアン族 (Peaux-Rouges) における家族の描写を。——われわれは、先に述べた研究者たちが行き着いた普遍的結果とわれわれ固有の探究とを一致させようと努力した。しかしそのことは、われわれの仮説、われわれの理論の責任を、これらの学識者に

負わせようというのでは、けっしてない。体系的な解釈——われわれが旅行家たちによって示された未開家族の制度に見られる特異性を提示しようとする——は、旅行家自身の行為の結果として生ずるものであるように思える。こうした解釈は純粹に帰納的な、あるいはアプリアリオリな見解の産物ではない。観念や結論の結合は、それら自身によって提供されている。そしてわれわれは、引きずられることも先入見を抱くこともなく、それらを受け入れたのである。」(原文フランス語)

(167) 『古代史研究』(一八七六)、IX頁と次頁。

(168) 同上、X頁

(169) 『(家族の) 起原』九頁以下には次のようにある。「母権に関する

- かれの著作は、最初の探究にありがちな不完全さが見られるものの、未開拓の方法を科学に開き、家族の起原について問題を提起することすらなかったのだから。(原文フランス語)
 『古代史』研究』四二二頁の注、本書五二六頁(本訳文注一七)参照。
- (171) 本書五六二頁の、一八七二年三月三日づけ書簡(本書五六〇頁をみよ)から取り出した「母権に関する説明の骨子」という言葉を参照。
- (172) ここに体系的な概観を示しておく。ジロー・トゥーロンは『家族の』起原』を、バッハオーフェンの『母権論』に倣って母系血統で始めている。
- (173) 『家族の』起原』五六頁と次頁。この箇所でジロー・トゥーロンは、紛れもなく慎重に、ラボックに反論している。本書五四五頁(本訳文、第二三集五四頁以下)参照。
- (174) この節に対しては、手書き遺稿一四二が手本に役立てられている。
- (175) 本書五七八頁をみよ。
- (176) ガノワン式親族名称体系の名称は、『家族の』起原』一三二頁以下で、覚書きとして見い出される。
- (177) にもかかわらず以下で述べられていることがどの程度までバッハオーフェンの新たな着想を再現しているかは、遺稿から初めて公表された第一二三稿の抜粋が示している。本書四四二頁以下。
- (178) 本書四四三頁の、バッハオーフェンによる詳論を参照。
- (179) ラボックに関連してバッハオーフェンもまた(述べている)。遺稿二〇、一三三六頁と次頁。
- (180) かれの詳論は明らかにバッハオーフェンの蒐集に依拠している。
- (181) 『文明の起原』(一八七〇)、六一頁以下。
- (182) 『家族の』起原』第五章(二〇三—二三四頁)。氏族の起原に関する仮説。
- (183) 『古代史』研究』二一一—二二七頁。
- (184) バッハオーフェンからモルガンへ、一八七九年二月二四日づけ(その中でバッハオーフェンは、ジロー・トゥーロンの論文を参照するよう指示している)、および一八八一年一月四日づけ。
- (185) 本書五八八頁以下参照。
- (186) 『母権論』、『全集』第二巻、五七頁。
 <訳者あとがき> ⅴ—
- 本論文は Johannes Dörmann, Bachofens "Antiquarische Briefe" und die Zweite Bearbeitung des Mutterrechts" in Johann Jakob Bachofens Gesammelte Werke, Achter Band, Antiquarische Briefe, Schube & Co Verlag Basel/Stuttgart, 1966, SS.523—602. のうち SS.560—571. の部分を訳したものである。SS.523—559. は既に本誌第二—二四集にて発表済みであり、後続部分は次号とその次の号の二回に分載して発表する予定である。なお、今回はジロー・トゥーロンの書簡や著作からのフランス語による引用が目立った。それらの箇所については、フリーエ等フランス思想史の研究者大澤明氏に下訳をお願いし、それに対したくしの責任において二、三訳語の変更をした。この場を借りて、大澤氏に感謝の意を表したい。

象徴的思考の更新者としてのバッハオーフェン

ルートヴィヒ・クラীগエス⁽¹⁾
 訳・臼井隆一郎

幾つかの拙著ですでにより広範にわたって論じられていることを再度言いたるためではなく、優れた古代研究者の六〇才の誕生日を記念する贈り物にささやかながら寄与するために、ここでは対象が古代研究と関係がないではないある講演の主導的思想の短い報告を繰り返すのをお許し願いたい。

ロマン主義がドイツではまさに終わろうとしていたとき、スイスは輝かしい、ドイツ・ロマン主義に対して響しい満開の花に果実の成熟が対応するような位置にある後期ロマン主義を体験した。それを代表する偉大な精神のうちケラー⁽³⁾やC・F・マイヤー⁽⁴⁾やベックリン⁽⁵⁾、それに少なくとも部分的にはそれに並ぶべきヤーコプ・ブルクハルト⁽⁶⁾のような人々は生前のうちに国際的な名声を打ち立てていたのに反し、その著作がひとつの大河のようにロマン主義的思考のあらゆる支流をみずからのうちに集める当の著者、すなわちパーゼルの人J・J・バッハオーフェン(一八一五—一八八七)はただわずかに専門家の間に知られていただけであり、むしろそれだけに現代においてなおさら輝かしい復活を祝うことになったのである。これはなるほど部分的には彼の書物が該博な資料を満載しているという事情から説明されよう。一部はしかしなによりもまず彼の現象学的歴史考察が彼の同時代人の徹頭徹尾合理主義的な歴史考察に対してもっている深い対立によって説明される。バッハオーフェンは法学、歴史ならびに芸術史、

考古学、それどころかある程度は民族学にも精通し、知らず知らずのうちに読者がこれら諸学の成果に精通していることを前提にしている。しかしこれらすべてはもうひとつ別の目的に奉仕している。すなわち宗教であり、それもまた多少とも精密に説明されなければならない意味においてである。

バッハオーフェンの研究資料は一方では神話であり、他方では全古代の墓所である。彼にとっては墓から発掘されたものが神話を説明し、またその逆でもある故に、ヨーロッパの古代の宗教は無論のこと、おそらくはそもそも先史人類全体の宗教の源泉は祭祀的象徴において探究されるという確信に到達した。およそ比類のない予言的才能によって彼はもろもろの象徴の意味を闡明し、先史時代の意識状態の再発見者となった。近年の民族学は予想だにしえなかった規模で、バッハオーフェンが先史時代の遺産から解読しえたことの正しさを実証した。すなわち「世界史」の合理的に思考する担い手の前に象徴で思考する人類が先行しており、その世界把握の全体は習俗、法概念を含めてすべて歴史時代の人間のそれとは完全に異なっていることである。ひとつの講演のわずかな時間でできる精一杯のことは、バッハオーフェンの象徴学にとつた概念を与えることである。

今日の人間は通常、時間現象を三つに分類する。過去、現在、未来である。しかしこれらは今日の人間にとって同じ重量を持つのではない

い。過去は要するにかつてあったもの、言わばけりがついたものを意味する反面、今日の人間はひたすら未来に関わり、しばしばそれにかまけて現在を見失うほどである。パッハオーフェン並びにロマン派とともにわれわれがペラスゴイ人と呼ぶことにしたい先史時代の人間にとっては、実際あるがままの未来は思想上のフクシヨンを意味しているのに対し、過去は勝れて現実的なものであり、現在が毎瞬毎瞬それに依存しているのである。このことのもたらす帰結は見通しのきかない多様なものである。われわれは幾つか重要なものをスケッチすることに留めよう。

第一にはわれわれにとってのような、前に向かう方向ではなく、後に向かう方向こそがいまや創造的な方向となる。ペラスゴイ人にとっては現在が成就し形成されるのは過去の崇拜のしるしにおいてである。無数の象徴と神話と祭祀はただそのようにして理解しうる。初期の形象文字に描かれた人物たちの正面はほとんど例外なく行の初まりに向かつて立ち、たとえば行の終わりに向かつているのではない。ペラスゴイ人の伝説的種族を呑み込んだ大洪水の後、唯一、デウカリオンとピュラーの男女はオトリュスの高山に逃げて助かったが、そこでテミスはかれらに「母の骨」を後に投げるよう命じた。母は大地、骨は石のことであった。後に投じたものから新たな人類がうまれた。ここにはある根源的思想が支配していることは、たとえば次のことからも見てとれる。中央アメリカの母権的な側面をもつインディオ種族カリブ人にも同様に大洪水伝説がある。そこでもまたある一組の人間が高山タマナクで助かる。かれらはモーリス椰子の実を後方に投げる。すると種子から男や女たちがうまれる。

第二には過度に強調された過去関連から生活全体に糸を張り巡らす

先祖崇拜が生じ、これもまた何らかの形でほとんどすべての原始人に当てはまる。ディオドーロス⁽⁹⁾はエジプト人について「生者の住居よりも死者の住居のほうにより大きな配慮が払われる」と語っている。「彼らは生者の家を束の間の滞在の仮の宿と見なし、墓だけをとこしえの真の永続的な住居と考えるのである。」ペラスゴイ人の全土は言わば聖なる墓で覆われていた。パッハオーフェンは古代人のあらゆる国家的祭祀が元来死者を祀る祭式であり、とりわけギリシアの体育競技やローマの円形競技場の闘技がその習俗と準備措置の細目に至るまでペラスゴイ人の回顧的世界観を象徴的に表現していることを実証したのである。

ならば、と問わねばならぬだろう、ペラスゴイ人は個人の不死性を信じたのであろうか。答えは然りであり否である。否、と言うのは、ペラスゴイ人は生あるすべて、それも人間ばかりでなく精霊も神々も死すべきものと考えたからである。クレタ島にはゼウスの墓があった。最古のアテナ神殿には大地の精霊エリクトニウスの墓があった。エジプト最大の神々のひとりであるオシリスは謀反人によって殺され、八つ裂きにされた。プルタルコスの伝えるところではイシスは断片を集め、ひとつひとつを箱に収めた。そういうわけでエジプト各地にオシリスの墓が多数あった。このような例はいくらでもあげることができよう。しかしながらすべての犠牲行為において象徴的に回帰する神々の死―なぜなら神の犠牲に捧げられるのは常に神であるのだから―それが神々の生の更新の原因である。ペラスゴイ人の信じる「不死性」は死を生の前提とする。個々の現象はすべて没落の定めを帯びている、しかしまさにそのことによって生の精髓は不断に更新される。来るべきすべては若返って現象する過ぎ去りしものである。換言

すれば、生い、はみ、ずか、らの、うち、を円、転して、回帰する。

これによってわれわれはパッハオーフェンの諸発見の核心に到達した。一八四二年新たに発掘されたばかりのローマのウィラ・パンフィリの墳墓の壁画を見入ったとき、彼はそこに描かれた、人々がその回りに集う三つの卵が横軸方向で色調によって暗い半分と明るい半分に分けられているのに気付いた。この瞬間、彼は象徴、あらゆる象徴の本質をなしている特性を認識した。すなわち対極化された全体であり、同時に極性を帯びて区分された宇宙ユニバースの寓意シニヒであるという特性である。どのような現象事実を引き合いに出してこの両極を呼ぶかはどうでもよいことである。左と右、消滅と生成、夜と昼、大地と天、下と上、安らぎと動き、女と男は同じことを言う別の言い方であるにすぎない。しかしそれぞれの対の最初にあげられた項目のすべてが相互に同値であり、また二番目にあげたものも同様であることを知るのには重要である。パッハオーフェンは神秘の卵との関係で性による分類を選び、両方の極を結び付ける統一体にマーテルの名を与えたのである。

それによって彼はわれわれに、単に先史時代のだけではなく、歴史時代に入った後の古代およびカトリックのマリア崇拜という神の母の崇拜の形をとって現代にまで及んでいる「太母」崇拜への接近の道を拓いた。それによって彼はさらに母権的な共同体形態の本質的な習俗と法概念を説明することに成功した。これら諸々の発見はそのご民族学によって正しさが証明されたが、その最初はイロクォイ族に関してアメリカ人モルガンによってであった。しかしむしろんまたそのことによってある種の誤解も助長した。つまり人類の起源には女人支配の時期があったとする誤解である。ペラスゴイ人の宗教的心情はそれに反

して女人支配も男人支配も知らず、その代わりに極性原理に基づいた生の役割の両性への割り当てを知るだけである。両者を結び合わせる統一は女人それ自体ではなく、マーテル、卵、生の細胞、ないしは「小宇宙」ミクロコスモスの人間である。このことが個々の点で社会形成にとって何を意味しているかの詳論はここではもはやできない。

思考形式としての象徴とは何であるかという問いに異論の余地なく答えた者は今日に至るまでいない。しかしパッハオーフェンはそれを予感していた。われわれは彼の知の限界点まで付き従うことで満足することにし、今後は形而上学の言葉を利用しよう。概念で考える人間は物の現実に関係し、象徴で考える人間は形象の現実に関係している。人間は高揚の瞬間を契機に諸形象のうちに形象の意味を体験するが、象徴はその意味に関する記号でもあり同時にその現象形式でもある。象徴はしたがって、象徴に対する感受性に富むすべての魂のうちに象徴の表現するものを再び呼びさます。パッハオーフェンはふたつの思考形式を段階的なものと理解できると信じた。それに反して形而上学的研究に従えばそのふたつは二又に分岐する道に似ている。そのひとつは魂の道であり、他のひとつは精神の道である。前者は人類が後にし、後者は後戻りを許さない。

訳注

- (1) ルートヴィヒ・クラージェス(一八七二—一九五六)。哲学者。みずからは魂(心、心情)の探求という意味での心理学者を名乗り、その研究範囲は性格学、筆跡学、表現学に及ぶ。ジロー・トゥーロンやモルガンなど、民族学あるいは原始史の分野以外には知られることの少なかつたパッハオーフェンは、一九世紀末にミュンヘンに集まる詩人・芸

術家の集団、いわゆる「宇宙論サークル」によって「再発見」されたが、クラレーゲスはその中心人物。のちのワイマル共和国時代の「パッハオーフェン・ルネッサンス」ではパッハオーフェンを巡る論争の争点に位置し続けた。クラレーゲスは「パッハオーフェンを知ったことが自分の最大の文学的事件であった」と述べており、『宇宙創造的エロス』(一九二二)、その影響は彼の哲学全体に及ぶが、特にパッハオーフェンに關係の深い著作は『魂の抗争者としての精神』(一九二九—三〇)。特にその最終章「マグナ・マーテル。パッハオーフェンの諸発見への傍注」である。

クラレーゲスは一九一五年、「ドイツ人が人殺しの手伝い職人になった」として第一次世界大戦下のドイツを去ってスイスに移り住んだが、そこでクラレーゲスの薫陶を受けたアルブレヒト・ベルヌリが上梓した大著『パッハオーフェンと自然象徴』(一九二四)もクラレーゲスのパッハオーフェン理解を知る上で重要である。

ここに訳出した文章は一九三七年に書かれた。「父権と母権の抗争」「女性の世界的敗北」といった論調に親しんだ耳には奇異に響く主張であるが、クラレーゲスのパッハオーフェン理解の基調を簡潔に示している。

- (2) この文章はクラレーゲスとは世紀末以来の知人であり、フライブルクやハイデルベルクの教授を歴任し、のちにローマにあったドイツ考古学研究所所長を務めた古代学者ルートヴィヒ・クルチウス(一八七四—一九五四、『ボンベイの壁画』『古代芸術』『古代ローマ』等の著者)の六〇才の誕生日を記念する論文集『カローラ』に寄せたものである。
- (3) ゴットフリート・ケラー(一八一九—一八九〇)スイスの作家。作品に『緑のハインリヒ』『ゼルトヴィーラの人々』など。

(4) コンラート・フェルディナント・マイヤー(一八二五—一八九八)スイスの詩人、小説家。『フッテン最後の日々』『詩集』など。スイスに移住したクラレーゲスはチューリッヒ湖畔キルヒベルクの、かつてマイヤーの住んでいた家で生涯を送った。

(5) アーノルト・ベックリー(一八二七—一九〇〇)。スイス人。ドイツ・ロマン主義の代表的画家。ギリシア神話に題材を取った幻想的な作風で知られる。『死の島』『海辺の古城』など。

(6) ヤーコブ・ブルクハルト。(一八一八—一九七)。『イタリア・ルネッサンスの文化』『世界的考察』などで知られるスイスの歴史家。

(7) 現象学的歴史考察。『現象(エアシャイヌング、ギリシア語バイメノン)』はエレア学派古来、偽りを含んだ可変的なうつろいやすいものとして、現象の根本にある本体(ギリシア語、ヌーメノン)と対比的に考えられて来た。クラレーゲスによれば「現象」こそが真の現実であり、「現象の現実」という考え方を展開したが、その彼にとって、古代の象徴や神話をイデア的存在から説明するのではなく、むしろ形象がイデアへと「物象化」される以前の世界を目に見えるものとしたパッハオーフェンは「形象発見」の先駆者であった。

(8) コロンブスの第一回の航海(一四九二)によってヨーロッパ人に発見されたカリブ海の原住民。

(9) ディオドロス。前一世紀、シチリア生まれの歴史家。神話の先史からカエサルによるブリタニア征服までを語る『世界史』『ピリオテーク』が部分的に残存している。

女性史研究 総もくじ (第一～二五集)

「女性史研究」

第一〜二五集、総もくじ

第一集 特集・高群逸枝研究のために（一九七五・一二）

道

新しい高群逸枝論のために

奈良時代の夫婦同居制をめぐる

ペーベル『婦人論』について

母たち（1）

父権と母権

半田たつ子

犬童 美子

緒方 和子

中山 そみ

石原 通子

W・H・R・リヴァース、訳・卯野木盈二

第二集 特集・高群逸枝を撮取する（七六・六）

風成の女たち

『今昔物語』における婚姻関係

——高群逸枝の婿入婚をめぐる——

寄合婚

高群逸枝についての聞書

母権と母系

高群逸枝氏の「母系」によせて

——

母権と母系

高群逸枝氏の「母系」によせて

第三集 特集・バツハオーフェン『母権論・序説』（七六・一二）

母から息子へ

古庄ゆき子

縮方 和子

中山 そみ

光永 洋子

犬童 美子

下田ユキエ

R・S・プリフォー、訳・石原 通子

W・H・R・リヴァース、訳・卯野木盈二

紫 雅

母権論・序説

バツハオーフェン

バツハオーフェン

バツハオーフェン

ギリシアの女神たち

富野敬邦氏を偲ぶ

——『母権論・序説』の最初の邦訳者——

石原 通子

訳・井上 五郎

訳・大野 浩

訳・丹後 杏一

訳・犬童 信義

布村 一夫

石原 通子

第四集 特集・高群逸枝（橋本イツエ）氏を偲ぶ（七七・六）

家族のゆくえ

族内婚と族外婚——高群逸枝のばあい——

ききがき「逸枝さんの思い出」

『今昔の歌』によせて

「母性論争」の史的整理

高群逸枝（本名・橋本イツエ）年譜稿

「高群逸枝雑誌」総目次

あづまの女たち

志賀島の山道で

つらつらツバキ

フィリップスの原住民をたずねて

オーストラリアの社会組織

母たち（3）

モルガンのこと

モルガン

西村 汎子

石原 通子

緒方 和子

中山 そみ

山崎 万里

犬童 美子

編・立山ちづ子

脇本登龜子

山崎 もと

川上 淳子

林 葉子

訳・卯野木盈二

訳・石原 通子

緒方 都

訳・犬童 信義

第五集 特集・古代の女たち（七七・一二）

女さまさま

ローマにおける一夫一妻婚の成立

ウエスターマーク年譜

『源氏物語』の女たち

木簡にあらわれた女たち

晶子・その多面性

女の意識

細川ガラシャ夫人

高群逸枝さんの思い出

空間と時間の旅

『婿入考』をめぐる

草の会

『むしろ女人の性を礼拝せよ』をよむ

類別制親族名称体系の起源について（上）リヴァース、

母たち（4）

R・S・プリフォー、訳・石原 通子

訳・卯野木盈二

訳・石原 通子

三宅 義子

訳・井上貴美子

母 権

W・H・R・リヴァース、訳・犬童 美子

石原 通子

森 華子

服藤 早苗

日本における母

昭穆制とクラス組織

恋にゆれる茅上娘子

宮川 孝子

祖母・母・孫女

尾崎秀実とその妻

エンゲルス・カウツキー往復書簡

『母権論』解説 I

M・コスヴェン、訳・布村 一夫

第七集 特集・高群逸枝写真集（七八・一二）

祖母のこと

憲三先生の「S様へ」

写真

文

第八集 特集・高校日本史教科書の女たち I（七九・六）

写真・三瓶孝子氏

三瓶孝子さまを悼む

わたしの女性史研究

ヒミコ

豊御食炊屋姫

宝皇女

持統天皇

元明天皇

元正天皇

光明皇后について

孝謙天皇と壬生直家小主女

額田姫王

恋にゆれる茅上娘子

石川 孝子

吉田 淑子

宮山 孝子

編訳・井上 五郎

M・コスヴェン、訳・布村 一夫

関口 裕子

高田 素次

コシバ・ヒロナル

小柴雅子・他

中山 そみ

和田 典子

なかがわ・まさこ

山崎貴美子

宮川 伴子

高木富代子

原 裕美

南 則子

石崎 昇子

宮川 伴子

石川千恵子

石川 孝子

宮川 孝子

石川 孝子

石川 孝子

石川 孝子

薬子の変

小野小町にふれて

紫式部

清少納言と高群逸枝と

かげろふの女

和泉式部

菅原孝標のむすめ

平 徳子

北条政子

日野富子

阿仏尼

出雲の阿国

明正女帝

徳川和子

和 宮

家永教科書のなかの婚姻・家族

類別制親族名称体系の起源について(中) リヴァース、

訳・卯野木盈二

第九集 特集・母権の発見(七九・一二)

口 絵 バッハオーフェンと『母権論』

地域女性史に想う

J・J・バッハオーフェン論

婚姻と家族の成立 I

母たち(5)

R・S・ブリフォール、訳・石原 通子

母たち(6)

R・S・ブリフォール、訳・石原 通子

石原 通子

橘 宏子

窪田 信子

中山 そみ

光永 洋子

加藤由美子

坂本 正子

伴 栄子

山崎貴美子

林 葉子

坂本 正子

瀬上 拡子

立山ちづ子

木山恵美子

光永 洋子

犬童 美子

『母権論』解説 II・完

M・コスヴェン、訳・布村 一夫

第一〇集 特集・高校日本史教科書の女たち II(八〇・六)

写真・緒方貞代氏と近藤真柄氏

貞代さん!

お隣り同志(復刻)

ここにも芽が

中山みき

出口なお

津田梅子

岸田俊子

景山英子

矢島楯子

樋口一葉

与謝野晶子

平塚らいてう

長沼智恵子

伊藤野枝

松井須磨子

奥むめお

山川菊栄

市川房枝

新しい女・より新しい女

高校日本史教科書のなかの近代の女たち(一覽表)

近藤 真柄

仲曾根貞代

山村 ふさ

光永 洋子

宮山 孝子

瀬上 拡子

犬童 美子

伴 栄子

緒方 和子

中山 そみ

橘 宏子

高木富代子

緒方 都

小柴 雅子

林 葉子

立山ちづ子

緒方 和子

辻 照子

中山 そみ

第一一集 特集・「熊本評論」の女たち(八〇・一一)

鷹野つぎさん

「熊本評論」をめぐるって

木村駒子

松尾静枝・金子トクへの手紙など

守田有秋「九州の婦人よ」をよむ〔I〕

「熊本評論」抄(女人篇)

隅谷しげ子

原 雪江

石原 通子

大童 美子

石原 通子

クララ・ツェトキン

エマ・ゴールドマン

ローザ・ルクセンブルグ

アグネス・スメドレー

守田有秋「九州の婦人よ」を読む〔II〕完

「かなもじ」によせて

母権論 II

カット

児玉 悦子

小柴 雅子

縮方 和子

宮山 孝子

石原 通子

新川 忠

井上 五郎

福島 興

第二二集 特集・モルガン一〇〇年忌記念(八一・六)

連 帯

モルガン『古代社会』

アヴェルキエヴァ女史を悼む

モルガンをよむ

L・H・モルガン一〇〇年忌

母権論 I

斎藤 節子

アヴェルキエヴァ

林 葉子

布村 一夫

井上 五郎

第一四集 特集・近代の女キリスト者(八二・六)

天折の先駆者・富井於菟

近代熊本的女キリスト者たち

花陵会のこと

天草の天主堂をたずねて

母たち(7)

小松 とき

光永 洋子

林 葉子

小柴 雅子

石原 通子

徳永 真理

第二三集 世界史の女たち(八一・一一)

男尊女卑

女人裸像

アリア崇拜

パリの女たち

大平天国の女たち

第一次大戦後の女たち

メアリ・ウルストンクラフト

エレン・ケイ

伊江みさ生

桑原 敬子

瀬上 弘子

伴 栄子

立山ちづ子

高木富代子

緒方 都

中山 そみ

第一五集 特集・偉大な母(八二・一一)

なぜ「母権制」か

母権を学ぶための諸著作

母たち(8)

母権支配の経済的基礎

漢語と漢字

母権論 III

鈴木 陽子

編・光永 洋子

R・S・プリフォード、訳・石原 通子

ハインリッヒ・クローノ、訳・石塚 正英

新川 尚子

J・J・バツハオーフェン、訳・井上 五郎

エム・コヴァレフスキー論

—母権と共同体のために— M・コスヴェン、訳・布村 一夫

第一六集 特集・女たちの近代(八三・六)

民権期の女たち——福田英子をめぐる

女のいたみをわすれるなかれ

——女性史をめぐる論議・文献目録——

明治民法のかなしみ

婚姻契約をうけいれなかった

平民新聞の女

——中尾ユキエ(田添鉄二の妻) 履歴書

「女人芸術」誌をよむ (1) 高群逸枝の逸脱

三瓶孝子論¹ 主著『日本綿業発達史』をかくまで

第一七集 特集・女たちの前近代(八三・一二)

「草の根」のひろしまの女性

父権にくるしめられて

原始をめぐる

家父長制

肥後藩の農村家族

肥後藩『刑法草書』の女

封建農村家族の女性相統人

封建から近代へ——キリシタン弾圧を生きぬいて

モルガン批判をめぐる

古代籍帳関係文献目録

原始・古代の婚姻学のために

こうやま かえ

編・石原 通子

伴 栄子

所蔵・活水学院

光永 洋子

林 葉子

中山 そみ

今中 保子

光永 洋子

卯野木盈二

川上 秀子

立山ちづ子

高木富代子

安土裕美子

緒方 都

小玉 稜子

編・宮川 伴子

犬童 美子

「招婿婚」考——この術語は奇妙である
人類の動物的起点——集團婚

J・J・バツハオーフェン 訳・石塚 正英

母たち(9)

R・S・プリフォー、訳・石原 通子

第一八集 特集・『家族の起原』注解(八四・六)

良妻賢母思想にとりくむ

『家族の起原』邦訳書目録

『家族の起原』研究文献目録

『家族の起原』注解

田村 博子・田村 敬

編・解説 中山 蘇美

寺本 千里 川上 秀子 辻 照子

光永 洋子 瀬上 菰子 林 葉子

田中美智子 小柴 雅子 卯野木盈二

桑原 敬子 緒方 都 宮山 孝子

渡辺 和子 三島 路乃 高木富代子

小玉 稜子 石原 通子 川西 セキ

伴 栄子 坂本 正子 立山ちづ子

緒方 和子 犬童 美子

『家族の起原』初版をめぐる

母たち (10) R・S・プリフォー、訳・石原 通子

第一九集 特集・『家族の起原』二〇〇年(八四・一二)

「女文化研究センター」の仕事

山本琴子をさがしもとめて

——女性史研究の先駆者——

松浦さとみ

緒方 和子

大岡昇平における『家族の起原』

H・クローノー邦訳書目録

ロリマー・フェイスンについて

マリノウスキー批判 (1)

トロブリアンド諸島民のクロー式親族名称体系

母たち (11)

オーストラリア・カミラロイ族の集団婚

『起原』雑感

モルガン・エンゲルスによせて

エンゲルスをささえた女人たち

『家族の起原』における近代婚姻法

第二〇集 特集・日本婚姻史事典 (八五・一一)

「女性史研究」への願ひ

母 権

族内婚と族外婚

異世代婚

上代日本の末子相続

妻家所得

同氏異家婚

招婚婚

結 納

『御成敗式目』

キリシタンの婚姻

光永 洋子

緒方 都

小玉 稜子

石原 通子

石原 通子

石塚 正英

杉原 四郎

松井 秀枝

布村 一夫

松田 解子

犬童 美子

犬童 美子

石原 通子

石原 通子

立山ちづ子

宮川 伴子

桑原 敬子

緒方 和子

小柴 雅子

坂本 正子

緒方 都

中条流

『刑法草書』における婚姻

湯浅初子の一夫一妻婚

明治二二年民法草案

母性保護論争

プロBC

嫁盗み

女工の結婚

徳川時代の婚姻

姫彦制批判

婚姻の民俗学的考察

高群逸枝像を見る

逸枝あれこれ

母たち (12)

乱婚伝 (1)

Bachofen in Basel

オセアニア諸部族

イロクオイ族の連盟

一〇年によせて

林 葉子

高木富代子

瀬上 弘子

伴 栄子

寺本 千里

林 葉子

渡辺 和子

中山 そみ

光永 洋子

犬童 美子

光永 洋子

小玉 稜子

緒方 和子

R・S・プリフォ、訳・石原 通子

大宰 純撰、訳・卯野木盈二

J・J・パツハオーフェン、訳・石塚 正英

L・H・モルガン、訳・布村 一夫

第二一集 特集・わわしい女のために (八六・一一)

男のつとめ 女のつとめ

「母系」「双系」「双方」用語考ノート

一夫一妻婚制度は成立しなかった

奴婢の性関係

永原 和子

洞 富雄

宮川 伴子

桑原 敬子

掠奪婚

婚礼

わわしい女

遊女

舅去・姑去

近世の離婚

明治初年の離婚思想

福沢諭吉の結婚観

廃娼運動

同棲

山川菊栄の結婚

親の同意と両性の合意

足入婚

中山太郎『日本婚姻史』

渡部義通『日本母系時代の研究』

もろさわ ようこ『おんなの歴史』をよむ

井上清『日本女性史』をよむ (I)

母権から父権へ (I) A・W・ハウイット、ロリマ・ファイソン

乱婚伝 (2) 太宰純撰、訳・卯野木盈二

バツハオーフェンの『古代書簡』と『母権論』第二回編集集

イロクオイ族の連盟 II ヨハネス・デルマン、訳・石塚 正英

書評『原始、母性は月であった』 L・H・モルガン、訳・布村 一夫

第二二集 特集・バツハオーフェン百年忌記念(八七・一二)

『母権論』をめぐるって

山川菊栄の戦後をみて

国際女性学会議参加記

奈良戸籍・平安戸籍・壬申戸籍

政略婚

性教育

売春禁止法

墮胎罪

山本琴子と『古代社会』の邦訳

グリム童話を読みはじめて

J・S・ミル『女たちの隷従』

『近代岡山の女たち』の中の私の好きな女

フロラ・トリスタン『ロンドン散策』

『バツハオーフェン墓参記』をよんで

乱婚伝 (3)

母権を学ぶために

オジ権

バツハオーフェンの「地母」は「太母」ではない

ブリフォールにおけるバツハオーフェン

バツハオーフェン一〇〇年記念行事に出席して

母権から父権へ (II) A・W・ハウイット、ロリマ・ファイソン

バツハオーフェンの『古代書簡』と『母権論』第二回編集集

加納実紀代

菅谷 直子

早川 紀代

宮川 伴子

小柴 雅子

林 葉子

瀬上 拡子

川上 秀子

緒方 和子

立山ちづ子

小玉 稜子

富田佐保子

中山 そみ

早川 紀代

太宰純撰、訳・卯野木盈二

寺本 千里

伴 栄子

光永 洋子

石原 通子

シユミット、昌子

訳・犬童 美子

ヨハネス・デルマン、訳・石塚 正英

母権と無政府

バツハオーフェン・母権を発見した男

阿蘇の羽衣

鶴見塚

米倉法師

ハナタレ小僧さま

第二三集 特集・日本女性史資料(近代篇)(八八・一二)

クララ・ツェトキン・コロッキウムと
バツハオーフェン展と

女子教育

明治民法

治安警察法

君死にたまふこと勿れ

墮胎罪

「青鞥」誌

米騒動

新婦人協会

『女工哀史』

「女人芸術」誌

「婦人戦線」誌

国民優生法

婦人参政権

現行民法

優生保護法

石塚 正英

布村 一夫

橘 宏子

南 則子

宮山 孝子

吉田 淑子

伊藤 セツ

薄 妙子

縮方 和子

石原 通子

光永 洋子

林 葉子

高木富美子

立山ちづ子

犬童 美子

中山 そみ

林 葉子

寺本 千里

光永 洋子

伴 栄子

卯野木盛二

小玉 稜子

母子健康手帳

中絶・避妊

国際婦人年・国連婦人の一〇年

一冊の女性史と私の読みかた

瀬上さんの思い出

原始社会・女性・家族

バツハオーフェンの『古代書簡』と『母権論』第二回編集集

文学研究から見た「バツハオーフェン」

ヨハネス・テールマン、訳・石塚 正英

日本近代女性史論・第一

第二四集 特集・ポストおてもやん・熊本市一〇〇年の女たち(八九・一二)

おてもやん

熊本の猛婦たち

明治初年の結婚・徳富蘇峰と静子

漱石と鏡子

明治社会主義者・田添鉄二の妻幸枝

徳永直と母ソメ・明治と大正とを生きた女

落水キヨと星山高等女学校

江津湖上流・砂取の移りかわり

第一高等女学校のローザたち・内藤トシ子さんの思い出

一九二〇年代の婚姻

戦前の女教師・卯野木マサさんの思い出

宮崎家におけるキリスト教百年

・聞き書き・宮崎千代さん

小柴 雅子

川上 秀子

石原 通子

富田佐保子

小柴 雅子

田畑 稔

石塚 正英

臼井隆一郎

布村 一夫

南 則子

林 葉子

小玉 稜子

犬童 美子

光永 洋子

薄 妙子

緒方 和子

緒方 和子

吉田 淑子

緒方 和子

松本 純子

寺本 千里

光永 洋子

家村アキさんと育児

ホーリネス教会弾圧・森田政子さんの思い出

長崎原爆の詩「ひるの夕焼」

・倉田千恵さんの戦前戦後

市立産院助産婦・田川サキノさん

熊本洋学校教師ジェーンズ夫人ハリエツト

熊本地方軍政官ピーターセンの妻レベッカ

婦人将校ミス・ウィード

聖母の丘のシスターたち

・熊本市での福祉事業のはじまり

熊本市政のはじまり・女に参政権はなかった

落選した七人の女たち・戦後第一回市会議員選挙

婦人代議士・山下ツ子・能勢清子さんに聞く

『日本談義』誌の女たち・どんな女たちがどう書いたか

中川斎「肥後女性史概説」をよむ

平野流香『熊本市史』をよむ

『近世肥後女性伝』を読む

バッハオーフェンの『古代書簡』と『母権論』第二回編集

「老マルクス」論の射程

グリム・バッハオーフェン往復書簡

卯野木盈二さまを悼む

日本近代女性史論・2

小柴 雅子

光永 洋子

光永 洋子

立山ちづ子

富田佐保子

宮山 孝子

伴 栄子

緒方 都

石原 通子

中山 そみ

高木富代子

橘 宏子

林 葉子

犬童 美子

川上 秀子

石塚 正英

田畑 稔

田村 栄子

中山 そみ

布村 一夫

生産と再生産

平塚らいてうの消費組合運動

檜垣編をしのんで

山茶花―夏目漱石第三の旧居のことなど―

新しい日本女性史をもとめる

昭和女子大学「女性文化研究所紀要」をよんで

三枝和子『男たちのギリシア悲劇』をよむ

―三つの書評を書評する―

私たちの参政権（その一）

愛娘の結婚によせて

バッハオーフェンのことなど

バッハオーフェン『古代書簡』と『母権論』第二回編集

象徴的思考の更新者としてのバッハオーフェン

ルイトヴィヒ・クラীগス、訳・臼井隆一郎

女性史双書

第I 『原始、母性は月であった』

第II 『バッハオーフェン墓参記』

第III 『日本上代の女たち』

第IV 『熊本評論』の女』

小玉 稜子

寺本 千里

林 葉子

落合 秀

石原 通子

うのき・ゆきこ

光永 洋子

シユミット・昌子

シユミット・昌子

シユミット・昌子

石塚 正英

石塚 正英

石塚 正英

布村一夫著 一九八六年

緒方・瀬上・中山・光永 共著 一九八七年

布村一夫著 一九八八年

石原通子著 一九八九年

第二五集 特集・女性学ことばはじめ(九〇・一一)

良妻賢母主義の解明によせて

石塚 正英

月刊『社会思想史の窓』紹介

『社会思想史の窓』編集部

この教年、日本社会のいろいろな領域で人心の荒廃が際立っている。その一つに、神戸の高等学校における女子生徒自殺事件がある。校則とは何か、規則とは何か。それは、人びとの何がしかの行動を禁ずるためにあるのではなく、或る社会を構成する人びと相互で基本的な合意を交わし、むしろ諸個人の行動に自由を与えるためにあるのだ。禁止というより自由への規定とも言うべきものだ。その典型が日本国憲法第九条に見られる。この基本的にして普遍的な合意事項をいとも容易に破ろうとする人びとが、いまの政界には多くいるのである。悲しい。

小誌『社会思想史の窓』は、一九八四年五月創刊以来、本年一二月で第七九号まで刊行したことになる。その間、日本社会も国際社会もなんと大きく変化したことだろう。内には昭和から平成への変化があった。その後、自粛などという訳も分からぬ規制が怪しい雰囲気醸した。しかし外には、天安門の悲惨のあと東欧の大変革があった。社会主義の名のものといわれなき拘束を受けてきた無名の民衆が、束縛の壁を破った。権威というものは、時満ちくればなんともろく崩れ落ちるものよ。

小説は、以上のような現代社会、国際社会の変化を横目で眺めながら、編集自体は淡々と続けられてきた。その方針は今後も不変である。しかし、学的探究の眼だけはラディカルに見開いてきたし、これからもその眼で前途を見極めていくつもりである。大井正「社会主義にお

ける「科学的」と「空想的」(第一五号、八五・八)、布村一夫「フェティシズムをめぐって」(第一六号、八五・九)をはじめとする小誌の記事には、根本的な内実を問うたものが多い。浮いたもの、流行に乗ったものはない。それは、「パツハオーフェン百年忌記念特集」(第三九・四〇合併号、八七・八)やフリーエ「産業および学問の無政府状態について」(第五一号、八八・八以下五回の分載)にも言い当てる。小誌は、意識的にそのような編集方針を採ることによって、むしろ、あの女子高生徒自殺事件や平和憲法、社会主義の本質など、現代社会に発生する諸問題に取り組む基本姿勢といったものを探っていきたいのである。

女性史・家族史の分野から、ご寄稿・ご協力下さるよう、切にお願います。編集そのものに参加下さる方がいらっしやれば、なおのこと大歓迎である。女性史で番号ぶちぬきの連載を企画してみたい。よろしくご配慮願うしだいである。(小会連絡先……千三三六 埼玉県浦和市本太二二七・八、石塚正英気付)。

「女性史研究」誌一〇〇〇円、「女性史双書」第Ⅰ～Ⅲはそれぞれ

一〇〇〇円、第Ⅳは三〇〇〇円です。申込みは、定族史研究会熊本事務局、熊本市池田三二一三〇(〇九六―三五四―六一五八)へ

予 告 (1991年12月)

女性史研究 第26集

特集 女性学をさぐる

1990年12月1日 印刷

1990年12月1日 発行

女性史研究 第25集

頒価 1,000 円

(送料実費)

編 集 家 族 史 研 究 会

東京事務局 東京都中野区新井4-27-6-801

☎165 Tel 東京(03)385-0147

振替口座・東京 3-12894

熊本事務局 熊本市池田3-2-30

☎860 Tel 熊本(096)354-6158

振替口座・熊本 6-13171

家族史研究会熊本事務局

共 同 体 社

